

第八十回 参議院ロッキード問題に関する調査特別委員会会議録第六号

昭和五十二年六月九日(木曜日)
午前十時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大谷藤之助君
理事 佐藤 信二君
平井 卓志君
矢田部 理君
橋本 敦君
三治 重信君

委員

岡田 広君
戸塚 進也君
宮崎 正雄君
最上 進君
野田 哲君
相沢 武彦君
峯山 昭範君
神谷信之助君

国務大臣

法務大臣 福田 一君
国務大臣 (防衛庁長官) 三原 朝雄君

政府委員

国防会議事務局 長 久保 卓也君
警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君
防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君
防衛庁装備局長 江口 裕通君
法務省刑事局長 伊藤 榮樹君
法務省入国管理局長 吉田 長雄君
外務省アジア局次長 大森 誠一君

説明員

警察庁刑事局係 安部防犯課長 長岡 茂君
警察庁警備局外 警課長 城内 康光君
外務省アジア局 北東アジア課長 遠藤 哲也君
大蔵省国際金融 局企画課長 神馬 常郎君
社会保険庁長官 官房経理課長 加藤 陸美君
運輸省航空局審 議官 山地 進君

事務局側

常任委員会専門 員 首藤 俊彦君

外務省アメリカ 局長 山崎 敏夫君
大蔵大臣官房審 議官 徳田 博美君
農林省農林経済 局長 今村 宣夫君
農林省構造改善 局長 森 整治君
運輸大臣官房長 山上 孝史君
運輸省航空局長 高橋 寿夫君

○ロッキード事件の真相の糾明に関する請願(第三八三三号)

○ロッキード汚職事件の真相究明に関する請願(第一七九七号外一八二件)

○継続調査要求に関する件

○ロッキード問題に関する調査(ロッキード問題に関する件)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまからロッキード問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。
第四〇号ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願外二百八十五件を一括して議題といたします。

今国会中本委員会に付託されました請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

理事会で協議いたしました結果、これら請願のうち第八六号外二十件は議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要しないものとし、第四〇号外二百六十四件はいずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。
○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。
ロッキード問題に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) ロッキード問題に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○Cビル、このビルの中にあるクラブ、ここが日米韓、この三国にまたがる政界工作のためにかなり頻繁に使われていた、こういう情報があります、この件は後で伺いますが、この東亜相互企業に關連をして、最近、東亜相互企業の系列の秘苑の問題が風俗営業等の問題で強制捜査を受けているわけであり、ごく最近、六月二十日を予定日として韓国ソウルからキーセン十名が入国をする申請、この入国に当たっては東亜相互企業が身元引き受けの保証人になって手続がなされている、こういうふうには情報は得ているわけですが、これは事実かどうか、まず伺いたいと思います。

○政府委員(吉田長雄君) ソウルのわが大使館に女性十名の入国申請がございまして、外務省を通じて、目下入国管理局に外務省から協議を受けております。

○野田哲君 その件について法務省としてはどういう態度をお持ちですか。

○政府委員(吉田長雄君) 先日、新聞に問題の企業が倒産したという記事も出ましたので、目下事態を調査中でございます。

○野田哲君 事態を調査中ということであり、けれども、法務省として東亜相互企業の状態について、これを入国に当たってこの企業が身元を引き受けるといふことについて、倒産等の問題については調査中であるといふことでありますけれども、妥当性があるといふふうにお考えですか。

○野田哲君 具体的な言え、たとえば秘苑の問題について、これも後で警察庁に伺いますけれども、風俗営業という形で強制捜査を行われているわけであり、また、秘苑が風俗営業の問題で強制捜査を受けるというところは、とりまおさずそこに女性に不法に接客業務を行っているとすることがある、風俗営業違反といふことが成り立っている、過去にそういう入国関係で不法な扱いが行われている、こういう前歴がある企業がさらに引き続いてキーセンの入国を行わせようとする、このことは調査するまでもなく適当な措置ではない、こういう判断をすべきではないかと

思うんですが、いかがですか。

○政府委員(吉田長雄君) お答えいたします。先生ただいま御指摘の秘苑は二つございまして、風俗営業違反で目下警察で取り調べ、調査しておりますのは湯島秘苑の方でございます。その湯島秘苑に關しましては、その後女性の入国を認めておりません。

それからいま問題の御指摘の方は銀座秘苑の方でございます。これはただいま調査中と申しましたのは、保証人になり得る能力を持ち得るかどうかといふことを——この間ちやうど新聞に出たところでございますので、いま慎重検討中と、調査中といふことでございます。

○野田哲君 これは入管局長、問題になっているのは湯島秘苑で、今度入国しようとするのは銀座秘苑だ。これは私はやはり詭弁だと指摘をしなければいけないと思うんですが、湯島秘苑であろうが銀座秘苑であろうが、これは経営者は東亜相互企業町井久之であることは間違いない事実なんです。

それでは、その適格性について伺いますけれども、社会保険庁にお見えになっておりますか。東亜相互企業は経営者として当然納付すべき従業員の厚生年金保険、健康保険等々のいわゆる納付義務者になっていると思うんですが、従業員から源泉徴収をした厚生年金の掛金を含めて、企業側の負担も含めて、かなりの額の滞納があるといふふうには私は調査しておるわけでありまして、その状態はいかがですか。

○説明員(加藤陸奥君) 御質問の事業所に係ります社会保険関係の保険料の収納の状況でございますが、本年の一月分までは収納済みでございます。その後の分、つまり三月分と四月分でございますが、三月分につきましては一部収納済みでございます。四月分は現時点では未納となっております。

○野田哲君 金額を言ってください。

○説明員(加藤陸奥君) その金額は月によりまして若干異なりますが、一カ月千三百万でございます。

す。で、三月分、四月分を合わせますと、約二千二百程度となっております。

○野田哲君 三月、四月で二千二百万ということになれば、恐らくこれは、五月もすでに経過をしているんですが、五月についてはまだ納付期限が来ていないということ、保険庁の方ではこれはまだ滞納の扱いになっていないと思うんですが、五月の納めるべきものを含めるとどのぐらいになりますか。

○説明員(加藤陸奥君) 納付期限がまだ到来していませんが、一カ月千三百万前後でございますので、さらに千三百万加わることになる可能性が多いと存じます。

○野田哲君 法務大臣、入管の業務を所管しておる法務大臣に伺いますが、先ほど来の入管局長とのやりとりをお聞きだと思んですが、この東亜相互企業、すでに不渡り手形を出して倒産という状態になっているわけですか。この状態は後で同僚の矢田部議員から重ねて質問があると思うんですが、そういう状態の中で、当然経営者として従業員の掛金等も含めて納付すべき社会保険関係の納付金だけでも五月まで含めると三千五百万納付していない。この状態でいけば、これは納付義務者としては、従業員から掛金を徴収して、そして社会保険庁の方へ納めていないといふことであれば、これはもう明らかに、法的に言えば従業員の掛金だけは、これは単なる滞納ではなくて、横領に相当するような状態になっているわけですか。そういう状態で、国に対する義務も怠っている。しかもその経営する事業の一部が風俗営業によつて強制捜査を受けている。これは前歴もかつてあるわけ、再度こういう状態になっているわけ、その入国を行わせようとしている。私の調査したところによると、キーセンというのは表向きであつて、実質的には売春行為、そうしてキーセンの中には特殊な教育を受けて、日米の接客業務を行つ中で、その政治工作の手先としてKCIAの特殊教育を受けて、そういう任務を与えられてい

る者もいる、こういうふうには私のところに情報をもたらししている事実もあるわけでありまして。

しかも、この東亜相互企業の経営するところの秘苑、あるいはシルクロード、こういう場所が日米韓三国にわたる政治工作にかなりの役割りを果たしている、こういう疑惑が持たれているわけでありまして、そういう状態の中で再度、この入国手続について、いまの入管局長では、これは湯島ではない、銀座秘苑のことであるし、東亜相互企業の倒産の状態等調査中であると、こういうことで結論をいまいにされておるわけですが、一体そういう状態で、そういう背景を持った形で、キーセンの入国を認めるということが、妥当な措置であるかどうか、明確にしたいと思つておるんです。

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。ただいまお話を承つておる状況、並びに政府委員の答弁等を聞いておりますが、政府委員が慎重に検討しておるといふことでございまして、その検討の結果を踏まえて態度を決めたいと思つております。

○野田哲君 それでは関連して警察庁に伺いますけれども、おられますか。——この前、湯島の秘苑が風俗営業違反といふことで強制捜査をされたと思うんですが、これは私、予算委員会でも指摘をしたんですが、風俗営業違反といふことは、風俗営業を行つてはいけぬ区域で女性が接待に加わつていたから風俗営業といふことになったと思つておるんですが、そこには違つていた女性といふのは当然風俗営業違反であると同時に、これは接客業務をやつていた女性がいたといふことは、その女性については、これは入管法違反といふことになるんじゃないんですか。この扱いはどうなっているんですか。

○説明員(長岡茂君) 湯島秘苑の風俗営業等取締法違反、つまり無許可営業でございますが、これについては三月中旬に検挙したわけでございますが、この風俗法違反につきましては、これは営業者を処罰の対象としたしておりますので、そこで

接客をやっておったキーセンは参考人という取り扱いになっております。

それから出管令違反があったではないかということですが、これにつきましても、これと同時に警視庁において捜査をやったわけでございますが、御承知のように出管令で規定されております資格外活動の構成要件でありますところの、もっぱら資格外活動を行っていたかどうか、当該キーセンが行っていたかどうかということが明らかであるかどうかについて検討したわけでございますが、そこまでの事実認定ができなかったということで立件しなかったというふうに聞いております。

○野田哲君 これは実に意外な答えじゃないですか、そうでしょう。風俗営業で摘発をしたということは、つまり接客業務に携わってはいけな女性接客業務をやっていたから、その経営者が風営で摘発を受けたわけでしょう。そうすると、そこに接客業務に携わっている女性が存在したということは、日本への入国を許可された条件というのは、これは興業によるビザか、観光によるビザ以外には認められていないはずなんです。そういう女性が客のそばにはべっていたという事は、つまりその行為は、明らかに経営者を風俗営業違反で摘発をしたという事は、つまりそこには資格外活動をやっていた女性がいたから風俗営業違反が成り立っているんじゃないですか。その点はどうなんですか。

○説明員(長岡茂君) 当該キーセンの入国目的が興業ということでございますけれども、それが資格外活動になるということは、もっぱら興業以外のことをやっておったと、そのもっぱらの解釈でございます。もっぱら興業以外の活動をやっておった場合に資格外活動になるというふうに私も承知しております。このキーセンは興業活動もやっております。歌を歌ったり踊ったり、それから老人ホームの慰問をやったり、そういうふうな興業目的の活動もいろいろやっております。もっぱらその接客をやっておったという

ふうな認定ができなかったということでございます。

○野田哲君 この件については、後で引き続き同僚の矢田部議員の方で重ねて疑惑をただしてみたいと思います。私は別の問題に移ってみたいと思います。

法務省、それから外務省のアメリカ局長、見えておりますか。――外務省なり法務省では、アメリカの下院の外交委員会、フレージャー下院議員を委員長とする国際機構小委員会、ここで韓国問題について具体的な調査を行っている、このことは御承知であらうと思いますが、この国際機構小委員会、四月四日に韓国のアメリカにおける幾つかの政界工作の疑惑について具体的な事例を挙げた調査をして、その調査の結果について、中間的ではありますけれどもレポートが提出をされて、この事実について承知をされておりますか。

○政府委員(大森誠一君) ただいま先生御指摘の中間的な報告という点については、外務省としては承知いたしております。

○野田哲君 法務省の方はいかがですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) いわゆるフレージャー委員会、韓国問題を集中的に審議しておられることは承知しておりますが、ただいま御指摘の報告書はまだ拝見しておりません。

○野田哲君 私の手元に、いまここにこのいわゆるフレージャー委員会、韓国の対外的な政界工作、ロビー活動についてフレージャー委員会、調査をしたレポートがあります。これを全文を省略して要点を私が読み上げて、引き続いて幾つかの点を質問したいと思っております。

これは下院国際機構小委員会から一九七七年四月四日付で「米韓関係の調査について」という表題で提出をされている調査結果のレポートです。概要を申し上げますと、「調査の対象になった容疑事実 宣誓証言及び小委員会による調査活動を通じて入手した情報による容疑事実」は下記の通り、K C I Aと文鮮明傘下の諸団体との連携

い関係。二、文鮮明の側近並びに朴東宣によるアメリカの銀行(ディプロマット・ナショナル・バンク)支配の企て。三、合衆国憲法に保証された韓国系アメリカ人の基本的な人権を侵害するK C I Aの脅迫といやがらせ。四、韓国政府によるアメリカの報道機関及び学界に対する買収工作。五、韓国政府が在韓米軍との物資調達契約を組織的にみずましし、米国税務者に数億ドルの過重負担をかけた事実。六、文鮮明の側近でありK C I Aのエージェントと目される人物が主宰する在米の某団体のための募金詐欺。同団体は韓国のラジオ放送のための募金活動を韓国政府のエージェントとして推進したことは明らかであるが、集めた金をその目的に使用することには失敗した。七、韓国政府による在韓米企業からの資金強奪。八、過去六年間以上在韓米企業からの資金強奪。九、過去六年間以上在韓米企業からの資金強奪。十、韓国政府活動の一部を感知していながら、その停止又は防止のための適切な措置をとらなかった事実。九、法に定められた議会への報告義務を怠り、韓国との間に秘密行政と決意を結んでいた事実。十、P L 四八法案による韓国向け食糧輸送をめぐる取引に連関して明らかに違法の手段料を秘密裡に支払っていた事実。こうなっているわけですね。

引き続いて「これらの容疑を示唆する次の証拠を入手している。一九七四年日本の首相の訪米に際してK C I A及び文鮮明主宰の団体は訪米反対デモを計画した。国務省はこの計画を察知すると同時にK C I Aに対し、その中止を要求したと伝えられる。その翌朝の団体は、デモ開始予定時刻のわずか一時間前になって突如デモをとりやめた。」次、「韓国政府職員が文により所有され運営されている反共訓練学校に参加している事実。」次、「文のアメリカ人信奉者達は韓国に対し異常な敬意を示すよう教えられ、韓国の国益擁護のため、米国会議に対しロビー活動をするよう送りこまれており文がすいせんする候補者の選挙運動に参加させられ、またソウルのK C I A本部で教育を受けてきている。」

次、「二民間人として米国に居住している文の側近が韓国大使館の情報通信施設を常時使った事実。」

次、「文主宰の団体の会員達及び朴東宣の共同事業者達が共同してワシントンのディプロマット・ナショナル・バンクの株式の絶対過半数を所有している事実。自分達の私産を総て同団体に献納したとしようとする文の信奉者達が株式購入の資金をどこで確保したかについては不明の点が依然残されている。また、いろいろな具体的な事実を、証拠を入手した、こういう情報レポートとしてこのとおり出されているわけでありませう。そこで具体的にこの問題について伺っていきたくて思いますが、まず、「一九七四年日本の首相の訪米に際して」云々、これは恐らく一九七四年九月、田中総理が中南米からワシントン、カナダ、こういうコースで訪米をされたときのことだろうと思うんですが、そのときにK C I Aと文鮮明の主宰の団体、つまり統一教会がこれに対していろいろ抗議の行動をとろうとした、この事実を、情報をつかんでおられますか。○政府委員(大森誠一君) お答え申し上げます。田中元総理が訪米されましたのは一九七四年九月二十一日にワシントンに立ち寄られたわけですが、けれども、ただいまの御指摘の田中元総理の訪米といえますのはこの際の訪米のことを指すものと考えられます。この田中元総理の訪米の際に在米韓国人による反日デモがあるかもしれないとの情報につきましましては、当時わが方は米側より事前に入手いたしておりました。しかし実際には、田中総理の米国立ち寄りの際には、同総理に対しましてデモなどは特にごさいませんでした。ただ、当時は朴大統領狙撃事件で韓国国内で反日デモが盛んに行われていた時期でもございまして、米国におきましては、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス等で在米韓国人によるわが方在外公館に対する小規模なデモは発生いたしておりました。たとえばニューヨーク総領事館に対しては、

その年の九月九日、十三日の二回、数名の者によつて、またサンフランシスコ総領事館に對しましては、その年の九月十四日に約二十名の者により、またロサンゼルス総領事館に對しましては九月六日約四十名の者により、九月十一日約二十名の者により……

○野田哲君 もういいです。情報を知っていたというのであればそれでいいんです。

○政府委員(大森誠一君) 二回ほどの陳情と申しますか、そういう動きがございました。ただその背景にK C I Aその他の動きがあったという点につきましては、私も必ずしもはっきり承知していませんのでございます。

○野田哲君 法務大臣、法務大臣に伺いますけれども、まずこのフレイザー委員会の報告書、いま私が読み上げたような内容が出てくるわけですが、このフレイザー委員会が調査をし、そして容疑事実、具体的な証拠を入手した、それに基づいて報告書によると、まず第一、一貫していることは、K C I Aとそれからここでは文鮮明の主宰する団体と、こうなっております。明らかにこれは統一教会並びに勝共連合を指していることは間違いない事実だと思ふんです。かつてこの統一教会については福田総理——法務大臣でなくて、福田総理のことです。福田総理やあるいは現福田内閣の閣僚数名の方、石原環境庁長官、海部文部大臣等数名の現職の福田内閣の閣僚が文鮮明の主催する帝国ホテル等の会合に参加して称賛のメッセージを送り、文鮮明の思想、信条に對して強い共鳴のあいさつをされている事実がある、そのことに対して福田総理は何回もこの予算委員会等で指摘されたことについて、文鮮明氏は私と全く考えの一致をした偉大な指導者であるというふうな意味のことを答弁をされている。さらにK C I Aの活動については日本には存在をしないと、こういう答弁をされているわけなんです。

このアメリカのフレイザー委員会が調査したこれだけの資料をもつてしても、K C I Aと文鮮明の主宰をする統一教会や勝共連合が全く一体の活動をしているというこの具体的な事実が挙げられていて、そして彼らは在米韓国外交機関の通信施設等を自由に使用してきている、こういう事実が指摘をされている。このことは私も二月にアメリカに行つて調査をしてきて具体的な事実として把握をしているわけでありまして、こういうふうなアメリカではK C I Aの活動と統一教会、勝共連合の活動についてこれだけ指摘をされているにもかかわらず、日本政府としては、法務大臣としては依然として日本にはK C I Aの活動は存在しない、統一教会は全く別な団体で共鳴に値する、こういうふうな認識を持っていいものかどうか、法務大臣としての見解をまず伺いたいと思ふんです。

○野田哲君 予算委員会です。

○野田哲君 予算委員会です。

○野田哲君 予算委員会です。

○野田哲君 予算委員会です。

○野田哲君 予算委員会です。

○野田哲君 予算委員会です。

ので、これについて正式にそのとおりであるというふうなことはもちろん私として確認をするわけにはまいりません。

そこでそういうふうな、アメリカにおいてフレイザー委員会が情報としてそういうものを収集し、そしてそういう動きをしておるということがある、それならば日本においてもそういうことがあると得るべきである、あり得ると考えるならすぐに捜査でもしたらどうか、あるいは調査に踏み切るべきではないかという御質問だといひますれば、われわれとしてはまだそこまでの具体的な事実をつかんでおりませんので、まだ捜査に着手するというようなことはいたして

おられないのは事実でございます。もしそういうことがはつきりいたしますれば、これは当然やらなければならぬことであると私は存するのでありますが、アメリカでそういうことがあったからもう当然これをやれというお言葉であると思ふれば、まだそこまでの確認もいたしておりませんので、われわれとしてはやはり具体的な事実の把握については深い関心を持っておりまして、その事実をつかんだ上で措置をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○野田哲君 これは法務大臣、日本の法務省や外務省は日米韓にかかわる問題について、私はこれは驚くべき対応の意識的な鈍さだということふう

に言わざるを得ないと思ふのです。ここで指摘をされていることも、やはり政界工作、特に選挙活動等についても、文鮮明が推薦をする候補者の選挙運動に参加させられ、またソウルのK C I A本部で教育を受けてきている。特定の候補者に統一教会が選挙運動に参加をさせられているという事実をアメリカで指摘されていることは、日本においても昨年の総選挙において幾つかそういうあれは情報として出ていたわけですよ。東京、大阪等において、特定の候補者を推薦をして募金活動を行い、選挙運動に参加をした、こういう事実があるということが報道機関でもされているのです。それに対していまの法務大臣のお答えは、事

実は承知していないので云々ということでは全く対応の鈍さということを指摘せざるを得ないと思ふのです。

大蔵省見えておりますか。——このフレイザー委員会のレポートの中にあるワシントン・ディプロマツト・ナショナル・バンク、この銀行には、これはかつて共産党の橋本議員も指摘をされたことがあるわけですが、日本における勝共連合、統一教会の代表者格と言われている久保木修巳という人が役員として参加をしている。この久保木修巳がディプロマツト銀行の役員として参加をしていることについて、その役員として参加をする裏づけとなる出資、送金等の手続が久保木名義で行われている事実があるかどうか、あればどのような内容になっているか、この点を報告してもらいたいと思ふんです。

○説明員(神馬常郎君) お答えいたします。

まず、久保木なる名前の方がディプロマツト・ナショナル・バンクの役員になっているかどうかという点でございますが、この点につきましては、私も一九七六年版の全米銀行一覧というもので確認したところによりますと、少なくとも会長、頭取、取締役というところには入っておりませんので、その点については入っていないわけ

によると、韓国の陶器やニンジン茶、花等を街頭でやっていること、あるいはまた北方領土の問題等で募金活動を街頭でやっているこの収益とはいいますが、水揚げが四百数十億円に達しているはずだ、こういうふうな内部からの告発資料もあるわけであります。恐らくこれがいまフレイザー委員が指摘をしている不明な部分として挙げられてるんだと思うんです。その資金ルートの不明であるという点については、もっと積極的に調査をする必要があるのではないか。このことを指摘していきたいと思うんです。

そこで、もう一つ関連をして入管あるいは外務省に伺いますけれども、統一教会と一体の組織として幸世商事という企業体があります。幸い、それから世界の世を書いた幸世商事、ここから年間大量の、社員という名目で、営業活動をやっていることと出国をしている。そして、この出国をした幸世商事の社員が、外国において出国の目的である営業活動ではなくて布教活動、あるいは出国先の国外で不当な政治活動をやっているという点で、この行き先等から抗議を受けたらあるいは送還をされたりした事実があるはずだと思うんですが、そういう事実についてどういうふうに把握をされておりますか。

○説明員(遠藤哲也) お答えいたします。

先生御指摘のように、商用あるいは観光というような目的で日本から多くの人が、主としてアメリカが多いと思いますが、アメリカに参ります。ところが、アメリカでは実際上必ずしもそのような目的というのではなくて、街頭で花売りをしていたりあるいはそういったようなことで、観光あるいは商用の場合ビザの期間というものはある程度限定されているものでございますから、その人たちがビザの切りの要請をアメリカの移民局にしているわけでございます。私も把握しておりますのは二回そのケースがございまして、一つは三年前の一九七四年の一月でございますけれども、統一教会の外国人関係者、これはアメリカにおります外国人の統一教会関係者五百八十二名

がビザの切りの要請をしたわけでございます。このうち二百八十一名が日本人であったわけでございます。ところが、この五百八十二名のうち、いままもなくとも、日本人について申しますと二百八十一名につきましても、いずれもビザの切りの切かえ、つまり商用あるいは観光なりから伝道修習生というふうなビザへの切りかえでございまして、その理由なしという点で却下されたという点を承知しております。それからもう一件、最近のケースでは去年の七月でございますが、百七十名が同様にやはりビザの切かえ、資格変更を申請いたしまして、そのうち百六十五名が実は日本人だったわけでございますけれども、この申請につきましても目下審査中であるというふうに承知しております。

このようにアメリカの、前者につきましてはすでに資格変更の申請が拒否されたわけでございますけれども、そうしますと、当然不法残留になるかと思いますが、それらが現実的に、実際上どういうふうな、すでにあるいは自分の意思をもって出国したのか、あるいは強制退去の処分を受けているのかという事情は、実はアメリカに照会したわけでございますけれども、アメリカ自身がやはりなかなかその実態把握がむずかしいというふうなこと、いまのところまだちょっと時間をかしてくれというところがございます。ちなみに、先ほど申した二百八十名ぐらいの日本人のうち、四月二日現在でございますけれども九十三名が帰国しておるといふことを法務省から報告を受けております。

○野田哲君 時間の関係もありますので、私のあれはきょうはこの程度にして、最後に法務大臣に警告かたがた要請をしておきたいと思うんですが、先ほど来私が読み上げたフレイザー委員会のレポート、この中では具体的に指摘をされておりましたけれども、韓国のいわゆる対米工作、この対米工作の一つとしてのアメリカの議員に対する金銭の受け渡しとかあるいは接待、韓国への招待、こういう行為が、この指摘をした東亜相互企

業の港区六本木のTSK・CCC、このビルの中にあるナイトクラブが舞台として大きく利用されている、これがこのフレイザー委員会のレポートの中で背景として把握をされているわけでありまして、アメリカの議会においてはすでにここまで調査が進められているわけでありまして、東亜相互企業は、私が指摘するまでもなく、発足の当時は兎玉馨士夫が会長であったわけですが、そしてかつての東声会の町井久之、韓国名鄭建永、彼がいまこの企業の代表者であります。こういう背景の中で、日本が舞台として、しかもいろいろ疑惑を持たれていて東亜相互企業が、その舞台として賄賂工作に使われていたということ、そしてアメリカにおけるKCIAの活動、統一教会、勝共連合とKCIAの一体となった活動がすでにここまで調査をされているわけですが、しかも、アメリカにおける工作というものは、日本における工作、これを下敷きにしてアメリカにその政治工作を輸出をした、青写真として下敷きにして輸出をしたと、こういう背景はもう疑いもない事実だといふふうにアメリカの関係者の間では認識をされているんです。こういうふうな状態でありまして、それを法務省あるいは外務省、日本の政府としては全く正しい認識を持っていない。そういう形でこの問題の対処をしていったときには、再びロッキード事件に続いて、日本に対して、日本にかかわりのあることがアメリカからの外電によって直撃を受ける、こういう愚かなことを、また繰り返すことになるのではないかと、私はこういう懸念を持つわけでありまして、もともと日本政府から日本の国内におけるKCIAの活動、統一教会における活動、政界ロビー工作、こういう問題について正しい認識を持って対処されなければ、また世界に対して日本の政府は大きな恥をさらすことになるであらう、こういう点を指摘をして、私はこの問題についての質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(福田一男) ただいま御指摘をいただきましたことについては、われわれとしても十分関心を持って今後推移を見守っていかねければならぬと考えております。また、われわれがそういうことに巻き込まれるということはないように今後十分戒めていかなければならないと、かように考えております。

○矢田部理君 法務省に伺いたいと思いますが、先般兎玉の第一回公判で冒頭陳述が行われました。それに関連して幾つかの問題点をまず伺っておきたいと思いますが、冒頭の一つに、兎玉はFBIを決定するに当たっても裏側で重要な政治工作をした形跡が冒陳に出ております。もちろんそれ絡むいろんな費用が兎玉に、秘密コンサルタントとしての兎玉に支払われているわけでありまして、具体的にどんな行為をしたのか、その行為についてまず法務省から説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(伊藤榮樹君) 兎玉の事件は所得税法違反と外為法違反でございまして、そのうちの特に所得税法違反につきましては、その収入の主なものがロッキード社からの流入資金でございますから、その流入の理由、経緯等を明らかにする必要があるわけでございます。そういう意味で、関連する立証事項として、兎玉がいつごろからどういふことからロッキード社と関係を持つに至ったかということ、冒頭陳述で述べたに当たりまして、先ほど御指摘の昭和三十年代のFXの問題が発端であるというところを記述しておりますわけでございます。で、そこで記述しておりますように、兎玉が次期戦闘機の問題についてロッキード社から依頼を受け、結果的にロッキード社から感謝をされるような状況であったというところを明らかにしておるわけでございますが、その内容の具体的な工作内容等につきましては、必要があれば公判で調べた限度において明らかにするものと思っておりますけれども、今後冒頭陳述にのっとりまして逐次立証すべき事項の御勘弁願いたいと思います。○矢田部理君 契約書までは締結しなかったけれども、秘密コンサルタントとして活動をした、そのための運動資金が五百万円ずつ数回にわたって

渡された、その結果運動をした、それが成功をした、謝礼として三百万円ずつ数回にわたりこれまたお札が払われた、ということまで言っているわけですから、何らかの動きがあった、F104を決定するに当たって功績があったということは当然想定をされるべきところであります。その詳細は公判で明らかにするということならばそれはそれで結構だけれども、概要としてどんな動きをしたのか、そのお金の一部はたとえ政界筋に流れたのかどうか、あるいは児玉を介して児玉の受け取ったお金以外にロッキード社からお金が動いたかどうか、政治家がかかわったかどうか、というようなことについては、詳細はともかくとして、調べた範囲でその概要を明らかにしてほしいと思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) 何分昭和三十年代のことでありますから、今回の児玉の関係の調べにおきましては、当時の運動状況、詳細をつまびらかにすることがあるいはできていないんじゃないかというふうな気もいたします。で、お尋ねに対して正面からお答えするようにならないかもしれませんけれども、ちょうどF104の問題が起きましたときには、あるいは御記憶かと思いますが、当時、国会、マスコミ等いろいろな疑惑めいたものがあるという指摘がございまして、当時、検察当局としても十分注目を払ひまして、一応の内偵調査をしたことがございますけれども、結局、その時点におきまして、また今回の時点におきまして、その問題に関連して政治家に金が流れる等、犯罪の容疑を確認するに至っておらなかったし、また今回もそういう観点では確認をしておりません。

○矢田部理君 どのような動きをしたのか、どんな工作をしたのかということは調べているんですか。それが犯罪容疑まで高まるかどうかは別として、内容の調べはしているんでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 冒頭陳述書と申しますのは、釈明に説法でございますが、検察官が証拠によって立証できると信ずるところであり、か

つ、立証が必要であると思うことを書いておるわけでございます。冒頭陳述に書いておりますように、「児玉は、右確約後、F104四型戦闘機を採用させるべく運動・尽力した」と書いておるわけでございます。

○矢田部理君 だから、その尽力の中身を聞いておるわけですか。それもまあ別にそれが犯罪になるとかならないかというの、これはいわば前段の冒陳の部分ですからね、そういう問題を言っているわけじゃなくて、どんな尽力をしたのか明らかにできる限度で説明できませんかと、こう言っている。

○政府委員(伊藤榮樹君) その内容につきましては、立証段階で逐次明らかにするところかと思っております。

○矢田部理君 ここで明らかにできない……。

○政府委員(伊藤榮樹君) 冒頭陳述書に記載された事項を逐一証拠によって立証し、裁判所の心証を得ていくというのが検察官の公判維持の最大の使命でございます。そういう意味ではなるべく公判で顯出するまでは秘匿をしまいたい、と、こういうふうに思っておるわけでございます。

○矢田部理君 別に裁判との関係で全部出せと言っているわけではないんですが、そこは一回考えてほしいと思います。

それから防衛庁長官に伺っておきたいと思っておりますが、この冒陳でも明らかのように、あるいはかねてF104の決定過程については多くの問題が提起をされておるわけですが、少なくとも児玉が動いた、その動きが成功した、その結果、ロッキード社はお札を支払っているんですね。この事実からだけ見ても、いわばF104を決定するに当たって児玉に功績があったと、別の言い方をすれば防衛等装備の重要な政策決定に当たって児玉が介在をし、その手によってゆがめられたという重大な問題を含んでいるわけですね。そうでなければロッキード社が運動資金だけではなくて謝礼まで払うはずはないわけでありまして、その点防

衛庁としてどう考えますか。

○国務大臣(三原朝雄君) 防衛庁といたしましては、純防衛的な立場で、性能の問題でございまして、費用対効果の問題等検討いたしましたしてF104を決定したものと信じておるわけでございまして、特に外部で児玉がどう動いたかというふうなことににつきましては関知していません。ございまして、そうした事実関係については冒陳内容等で私は知り得たところでございます。

なお、その間の詳細なF104決定に至ります具体的な問題等につきましては、御要請があれば政府委員から説明させていただきますが、私はいままでの経過等から見て、いま申し上げましたような受けとめ方をいたしておるわけでございまして。

○矢田部理君 これはもうロッキード、グラマンの空中戦とまで言われた、かつて国会で大変な論議を沸騰させたケースでもあります。ここで明らかにした事実が児玉が動いた、そのために金を送られてきておった、加えてその動きが成功して成功報酬まで払われている、この事実をどう考えるかということなんです、あなたがどう信じているか、どう考えているかじゃないかと。

○国務大臣(三原朝雄君) 防衛庁の決定につきましては、私は児玉のそうした介在によって決定されたものではない、そう信じておるわけでございまして。

○矢田部理君 いや、だから防衛庁長官がどう信じているかの問題じゃなくて、にもかかわらず児玉には工作資金のみならず、工作が成功したというところで成功報酬が払われている事実をあなたはどうか考えますか。

○国務大臣(三原朝雄君) 私は、その点につきましては私の関知しないところでございまして。

○矢田部理君 わかりませんか。あなたは金のお支払いには関知してないでしようが、冒陳では、あなたが関知したと言っているのじゃない、児玉が関知をしてロッキード社から成功報酬を払われている。重大なことでしょう。ロッキード社、なかなか金は渋いんですよ。それが成功報酬

まで払っているというのは児玉の功績を認めたからにはかならないでしょう。そういう事実を檢察側から指摘された、それについてあなたの感想はどうですか、こう言っている。

○国務大臣(三原朝雄君) 自身は、防衛庁としてのF104決定については、防衛庁は、児玉が外部でどう動いたかどうかというふうなことに関連なしに、先ほど申しましたような純防衛技術的な立場なり、あるいはまた性能を以て費用対効果の問題等で決定したものであると、しかし、冒陳にありますが、児玉がそういう決定について外部で働いたことが、ロッキード社からそういうふうな取引がなされたというふうな事実のあることにつきましては、私は関知すべき問題ではない。それは児玉がロッキード社の問題であらうという受けとめ方をいたしておりますし、けしからぬことだなどという私としては考え方でございまして。

○矢田部理君 防衛庁が関知したかどうかを聞いているのじゃない。防衛庁が知っているか知らないかはともかくとして、そういう動きがあったこと、それが成功したということであつてもロッキード社は児玉の動きについて評価をして、あなたの機種決定にかかわってお金が払われている、こういう重大な事実が指摘をされているわけでしょう。それを関知しなせんという説明だけじゃ済まぬでしょう。そういうことは実に遺憾なことであり、とんでもない話であり、許しがたい行為だという気持ちにはならぬのですか。

○国務大臣(三原朝雄君) それが事実であるとすれば、いずれ私は裁判によって出てくると思ひますけれども、事実とするならばけしからぬ行為だなどという受けとめ方をいたしておる。先ほど申したとおりでございます。

○矢田部理君 まさに事実だからこそ檢察はそう書いたのじゃないでしょうか。そこで、このF104であります、このF104が、これもまた冒陳の指摘であります、五十年の二月ごろに、韓国に売る、そのための工作をすれば、あるいはまたそれが成功すれば児玉に何がしか

の金をロッキード社は払うという契約が修正六号契約で結ばれているわけですね。日本ではもうF104というのは非常に旧式の飛行機、その後F4ファントムになり、あるいは最近ではF15とかF16とかいうFXが問題になっている。にもかかわらず韓国ではF104Sとはなっておりませんが、いまだ売り込む条件というのはあるのでしょうか。そのF104Sの今日の意味、それを防衛庁からちょっと説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤主一君) F4ファントムの選定の過程におきまして、防衛庁の候補機種の中にロッキードのCL-101という飛行機が一つの候補に上っております。その当時はその飛行機といふものは現実にございまして、F104Sといふのが現在の私どもの使っておりますF104よりもエンジンのパワーアップしたものをイタリーで使ったわけでございます。で、私も機種選定の際に実際に乗って調べましたのはF104Sでございます。これはイタリーで現に使っておりますので、現有の飛行機と言えらると思ひますが、韓国ではそのF104Sといふものは採用いたしてございせん。

○矢田部理君 いや、F104がもう全部廃棄処分になったとか今日の役割りを失ったという意味ではなくて、たまたまF104の時代から次の時代へと全体の流れは起きているわけでしょう。改めて韓国に売りつける、そのための工作をするというのとは、どうもロッキード社特有の中古品市場を韓国に求めた、それに児玉が役割りを果たせば多額のお礼を支払いますよという契約のようにとれているわけですが、流れからいともう旧式になっている、これから少なくとも採用しようという飛行機ではなくて、起きていることではないでしょうか。

○政府委員(伊藤主一君) これはやはり、その防空作戦をやる防衛構想に基づきまして、それぞれ国の考え方がありと思ひます。そして、またF104Sというのは現在もうイタリーあたりでは使っている飛行機でございますので、あるいは韓国の防衛構想の中でこういったものを使えるというこ

とはこれはないことではないと思ひます。といいますのは、御承知のようにファントムにいたしましても、わが国が採用いたしましたときにはすでに世界的に見ますと三千機が生産された時期でございまして。そして、御承知のように当時こういうファントムという飛行機は時代おくれではないかという議論のあつたのも事実でございまして。しかしながら、その防衛構想の立場からいたしまして、それぞれの国がよいものを選ぶということになりますので、F104そのものではなくてF104Sというパワーアップされた飛行機といふものは無意味になつていふふうには考えられないと思ひます。

○矢田部理君 無意味ではなく、これから採用する機種としてはどうですか。

○政府委員(伊藤主一君) これから採用する機種といひましては、これから採用する機種ではないかと思ひます。

○矢田部理君 旧式か新式かが議論の焦点ではないわけですから次の質問に入りますが、そこで法務省といふか、検察庁はそういう契約に基づいて児玉が韓国側にどんな働きかけをしたかといふことは、どんな働きかけをしたかといふことについては捜査の対象にしてきましたか、内容じやなく。

○政府委員(伊藤主一君) 一つ一つの契約がございします場合に、その契約に基づく義務の履行としてどんな動きをしたかといふことは調べられる限度で調べております。

○矢田部理君 韓国に対してもやはり何らかの工作をしたのでしょうか。

○政府委員(伊藤主一君) 具体的に児玉がどういふ工作をしたかという点については御容赦をいたさだしたいわけですが、ただいま問題になっておりますF104Sの問題につきましては、冒頭陳述書のそれに続きます契約に基づいて児玉が行つた業務の内容といふ部分に触れるところがございます。また、現実に韓国に売れた事実もないようでございます。その辺から御推察をお願いしたいと思ひ

ます。

○矢田部理君 結果としては売れてないようですが、何らかの工作をしたというふうには推察をしておきましよう。

そこで、国内に対するP3Cをめぐる工作であります。冒頭に述べたロッキード社として分離輸入はできない、そのことをアメリカ国防省に工作をした方がよいと児玉がロ社に対して指示しないし助言をした、ロ社はその児玉の指示に従つて国防総省に工作をしたかどうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(伊藤主一君) この冒頭陳述はもっぱらこのロッキード社が児玉をいかに徳とし、相当な額のコンサルタント料に見合うものと評価したかという観点から、それに必要な事項でかつ立証できる事項を列挙しているわけでございます。したがういふことは、ロッキード社に就いては児玉からの非常に有益な助言を得た後において、ロッキード社がどういふ働きかけをしたかといふことは、これは触れておりませんが、いづれ必要な限度で公判で立証されてくると思ひます。

○矢田部理君 アメリカで囑託尋問をやっているわけでありますが、その児玉の助言に従つてどんな動きをロ社がしたかといふようなことは、中身は別として、当然尋問の内容あるいは捜査の対象にはしてゐるんでしょね。

○政府委員(伊藤主一君) 貴重な助言があつた、それに基つて何らかのアクションをとつたかどうかといふことはその助言と密接に関連する事項でございしますから、捜査の努力を尽くしておると思ひます。

○矢田部理君 ロ社に対する指示ないし助言をしたといふ事実は指摘をされておるわけでありますが、児玉の国内における動き、これは犯罪容疑といふまでは至らなかつたといふことではあります。が、犯罪容疑の段階にまで至らなかつたとしても、少なからず動きは同時にあつたと思ひます。少なくともアメリカにそういう分離輸入はできないといふ工作をせよと指示するからには、そ

ういふ情報をとる活動は前提としてなければならぬはずであります。そういうことを含めて児玉の国内における動きはどの程度ヤツチしてきたのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤主一君) ただいま御指摘のような点を含めて、関連する事項は十分捜査を遂げておると思ひます。

○矢田部理君 つまり、児玉は同時に国内でも情報をとることを含めて、犯罪までにはならぬけれどもいろんな動きがあつたといふふうには一般的に伺つてよろしうございしますか。

○政府委員(伊藤主一君) 少なくとも先ほど来御指摘の助言の問題は、唐突として児玉の頭の中から出てくるわけのものではないと思ひます。で、そういう観点から考えますと、ある程度の動きといふものを検察がとらえているといふことを御推察いただけるのではないと思ひます。

○矢田部理君 そこで防衛庁に伺つておきまして、防衛庁もたしか五十一一年のカナダ方式、これは分離輸入といふことで決められていたわけでありますが、それ以前はアメリカの分離輸入はできないんだ、機体と内部の機器とは一体のものとして売らなかつたという説明を顔面どお受け取つておつたわけですね。それは防衛庁としてはいつころまでそういう受け取り方をしておつたんでしょ。

○政府委員(伊藤主一君) 分離輸入といひますか、電子機器は輸入し、機体を国産するといふのは、実はかなり早い時期から検討はいたしておつたわけでございますが、具体的には四十九年の十二月二十八日に、国防会議の議員懇談会の了解事項を受けまして、関係各省の間で検討するということになりました。五十年の五月ごろP3Cの海外調査を行つております。そのときにこの実際の調査できわめて印象的でありましたのは、P3Cに載せられております電子機器といふものが予想以上にすぐれた性能を持つてゐるということでございます。五十年の八月ごろから、こういった分離輸入といふのも一つの検討の対象にな

るんではないかということで、部内では検討しておったわけでございます。そしてさらに五十年になりまして、S3Aという飛行機の電子機器の方がさらにこれよりも進んでいるというような情報もございまして、そういうものを積んで機体をつくるということも可能かどうかというようなことも検討しておったわけでございます。五十年の十一月二十五日に当時の防衛局長から、日本にございまして相互防衛援助事務所長を通じまして、アメリカ側の分離リリースというものに対する態度、その可能性につきまして打診したわけでございます。

○矢田部理君 いつでもか、それ。

○政府委員(伊藤圭一君) 五十年の十一月二十五日でございます。

これに對しまして、翌年になりました、一月の十三日でございますが、事務所長からは、国防省の意向としてアメリカは分離リリースはできないというような回答がございました。ところが、こういった事務的なやりとりと同時に、一月の二十三日、たまたま当時の久保事務次官が、事務レベルの会議というのがございまして、アメリカに参りましたときに、国防省の高官と話し合いをいたしました。そのときにこの分離リリースの可能性というものを打診いたしております。そのときの回答といたしましては、アメリカとしては基本的には一体としてリリースするのが望ましいけれども、日本側の事情で分離せざるを得ないというのであれば、ハイレベルで検討してもよろしいというような回答を持って帰ってきております。そしてこのロッキード問題が起きたわけでございますが、その後五十一一年の三月一日にブラウン統参議長が日本に参りましたときに、白川当時の統参議長に對しまして、その折衷案というものの一つの考え方としてあり得るのではないかとというような感想を述べたというのが事実でございます。

○矢田部理君 いまの説明で非常に特徴的なのは、五十年の八月ごろに分離論を内部的に検討しておったという説明がありました。この段階で初

めて防衛庁内部で分離論の検討を始めた。ところが、これと時期を同じくして、児玉はこの夏にロッキード社に對して分離でないようにアメリカ側を固めると、固めるべしと、こういう助言をしている。その助言をするに当たっては、国内の動きが分離論の動きがあるということをキャッチしたからだと、こう指摘をされておるわけですね。この一連の状況を見ますと、まさに防衛庁内部がオープンであったはずはないと思うんです。極秘裏に分離論の検討を始めたのを情報をキャッチしてアメリカに伝えたとしたか考えられない。言うならば、防衛庁内部の検討が児玉に漏れておったと、情報が出ておったということになりはしないかというふうには私は考えるわけですが、これはもちろん極秘でやった検討なんではしょうね。

○政府委員(伊藤圭一君) これは極秘ではございませんで、先生も御承知のように、専門家会議の答申を得まして、その後関係各省と十分打ち合わせろという御指示がございました。したがって、内部におきましていろいろな形の検討というのはやっておったわけですね。で、そのいわゆるPXLの考え方につきましては、当時私どものクラブの人たちもかなり深い関心を持っておりまして、いろいろな考え方としてわれわれがやっていくというふうなことは話をしたこともありまして、特に極秘ということではございませんでございまして、その意味では、単に児玉がひそかに知るといふような内容のものではなかったわけでございます。

○矢田部理君 ああ、ね、専門家会議でも議論がなされていく。したがって、一体でなきやならぬのか、分離も可能なのかという議論は一般的にはないわけじゃないかという。ただ、児玉はここでは分離輸入の可能性が強いという見通し、その動きについてキャッチをし、かつ彼なりに見通しを立てて向こうに工作を命じたということでありますから、単純にいろいろなお話が出ておったという程度の情報をもとにしてはいるわけではない。そういう指摘なんですよ。だからいまのあなたの説

明では説明にならぬわけでありまして、まさに防衛庁内部の検討と、それが五十年八月に検討対象にしたというあなたの指摘と、この時期に児玉がアメリカに工作を命じた動きとは軌を一にするものというふうには理解せざるを得ないわけでありまして。

それから冒険に関連してもう一、二点伺っておきたいと思いますが、法務大臣、お金の動き、金の流れであります。かつて第二次中間報告を出されたときに「児玉に流入した約十七億円に關しては、その留保状況及び使途關係につき、一部不明な点があるものの、相当程度の解明をしており、その内容は、公判段階で明らかにする」という報告になっておるわけでありまして。これは冒険で明らかにするとは必ずしも言っておらない、公判段階で明らかにするといふ言い方でありまして、いざれ明らかになる段階もあるのかもしれないが、冒険というものは今後の公判を進める上ではかなり骨格になる部分ですね。金の入りについては当然のことながら出ておりますが、出については非常に切っているといふことが、具体的に明らかにしないのがまた非常にこの冒険の特徵でもあるわけですが、原則としては冒険で明らかにした事実を今度は証拠で裏づけていくというものが公判の進め方になるわけですね。冒険段階でこれは具体的に金の出について、その後の流れについてはほとんど触れられなかったというのは、これはどういう意味になるんでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) この児玉の所得税法違反の起訴事実をごらんいただきますとおわかり願えると思いますが、一般に脱税事件の起訴に当たりますのは立証方針を二つの方法で考えるわけですね。一つは損益計算法、もう一つは財産増減法でございます。本件は損益計算法によりまして脱税額を確定して起訴しております。損益計算法によりましては、入ってきた金を一方に収入として立てまして、他方にこの収入を得るのに要した経費を立てまして、その収入から経費を差し引いたものを脱税額として押さえるわけでございます。

そこで、この冒険でも明らかのように、ロッキード社等から入ってきた金を全部総まくり挙げて、他面、コンサルタント契約等を果たすのに児玉が必要な経費として他に支出したものは経費として全部判明したもののすべてを掲げておるわけでございます。従来も申し上げましたように、児玉に入りました約十七億円の金の使途、これは一部に、ただいま御指摘のように、不明な点はあるもののその大方を解明いたしております。前にもちょっとお答えしたと思いますが、意外に留保分が多いのでございます。そこで、児玉の手元から外へ出たものについて検査としては可能な限りの捜査を尽くしまして、そのうちロッキード社との契約關係を履行するに必要な経費として他に出したというものは経費として計上したと、それ以外のものについては立証の限りでないという立場で、現在そのような冒険になっておるわけでございます。ただ、将来の見通しといたしまして、弁護人側の反証あるいは主張等によりましては、あるいは検査としても、留保状況、それから使途の細かい点を立証していかなければならぬという段階になるかもしれないが、いまのところは、当面ただいま申し上げた損益計算法で立証が十分可能であると、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○矢田部理君 これ大臣に伺っておきたいんですが、法務大臣の報告として、公判段階では、その使途ですね、これを逐次明らかにしていくと、こう言っているわけですね。したがって、公判の立証として何が必要なのか、何が必要でないのかはこれは純粋に公判のレベルで考えても本来はいいいわけでありまして、ただ、これは法務大臣が公判段階でやっぱり使途關係を明らかにする、こういう政治的な立場で、ロッキード疑獄の真相を幾らかでも明らかにするという立場で、ここで報告書として書かれてあるわけでありまして、純粋にこの法廷の議論として何が必要であり、何が必要でないかという議論とやっぱり違った責任をこの報告はみずから課していると思うし、また全体の

ロッキード疑獄の究明という観点から言えばそれが
必要だというふうに考えますので、その点との
関係はどういうふうにかを聞いておきたい
わけですが、法務大臣に。

○政府委員(伊藤榮樹君) たいまお答えした点
に御質問に正面から答えてない面があったと思
いますので、もう一回申し上げます。

たいま申し上げましたのは冒陳にあらわれま
した立証計画を申し上げたわけですが、
具体的にロッキード社からの収入、それからそ
うちの経費あるいは経費でない部分というものを
振り分けをいたしまして、ほとんどが一体の証拠
でございますから、公判廷にはその第二次の報告
にありますように、児玉の使途関係はすべて明ら
かになると思います。

○矢田部理君 冒陳に書かれた部分以上に使途関
係を明らかにされるということでありまして、
その次の質問に入りますが、この冒陳の中の最後
にフィクサー収入というのが出ております
ね。これはかねて問題になっておりましたジライ
ンの問題とか、殖産住宅の事件とかということ
はそれ自身が大変問題になっておりましたから省
いたしまして、これは野村証券とか東海興業な
どもから相当の顧問料のものを受けて取って
いるわけですが、これはどういう関係なんでしょうか。
多額の顧問料を払うような利益がそれらの企業に
児玉の動きによってもたらされておったのか、ど
ういう働きをした結果こういう費用が支払われ
たのか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 冒陳の別表にもありま
すように、たいま御指摘の、たとえば野村証券
にいたしまして、毎年中元として二百万円、歳暮
として三百万円をもらっておったと、こういうこ
とのごときでございまして、中元といい、歳暮とい
うことであれば、検査当局としては、それが何ら
かの見返りを要するものであるとか、そういう観
点は余り考慮しなくてもいいんじゃないかと。た
だ、要するに金が毎年五百万円ずつ野村証券から
入っておる、この事実をつかまえて雑所得として

訴因の中に構成したと、こういうことでございま
して、野村証券の関係者につきましてももちろん
調べておりますから、野村証券がどういう考え
でお出しになったかというふうなことも、一応の
説明は今後立証上できると思いますが、ロ
ッキード社関係のように深く追及をした調べはし
ていないと思います。

○矢田部理君 常識的な盆暮れの届けという額を
超えている。だから、児玉の脱税という点でだけ
問題を調べるべきではなく、そこにどうい
う関係、支払わなければならない必要性があったのか
をやっぱり問いたすべきではなかったの
うか。とりわけ東海興業のごときは毎年二万
つ払っているというのでしよう。顧問料です。二
千万の顧問料というのは、私もから見れば大
きな金額です。それは調べているのか。調べて
いるとすればどういふ中身なのか。加えて、たと
えば四十八年度には千歳の国際ゴルフ場の造成工
事を請け負った謝礼として児玉に六千万払って
いる。これは単なる謝礼という説明だけでは説明が
つきにくいのではないのでしょうか。つまり、東京
スポーツ新聞の児玉は代表です。加えて、東海興
業も顧問です。仕事をもらったから、その代表者
にお礼を出す。それも日常考えられる社交的な
もの、儀礼的なものであるということならばあり
得ないことではないか。もしも六千万も
の謝礼というものは、どう見たって問題がないと
言えないのではないのでしょうか。六千万も個人的
に謝礼を受け取るのならば、もっと安く契約でき
たはずじゃないか。それを、自分の企業の仕事を
外に回すに当たって多額のリベートを取る。ある
いは逆に東海興業もそれを払うということになり
ますれば、これはいづれの側から場合によつて
は背任その他の問題が起らないのかどうかとい
う議論が立つ余地があるわけだ。その点はどうな
うに調査、捜査を進めてきたのか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御質問の中に、ちよ
つと事実と相違する点があったように私聞きました
ので、そこだけまず訂正させていただきますが、
顧問料は毎月十万円。
○矢田部理君 失礼しました。
○政府委員(伊藤榮樹君) 二千万円は中元と歳暮
でございます。仕事を請け負った謝礼ということ
で受け取ったのが臨時的な六千万円でございます。
いづれにいたしましても、特に私も公務員に
とりましては気の遠くなるような大きな額でござ
いまして、取り調べた検事も、その辺につきま
しては十分関心を持って、どういふわけでそんな
たくさん出したかというところは調べておると思
いますので、いづれ公判段階で供述調書を提出し
たり、あるいは証人調べをしたりする段階で、そ
の出した人の心の動きというものが明らかにされ
るのじゃないかと思ひます。
○矢田部理君 だから、私が申し上げているの
は、脱税事件の公判にとつて何が必要か、どう
いふことを明らかにすべきかと別に、これだけ大
きな金額が動いているわけでありまして、それ
自身が何らかの意味で捜査の対象にしてもしか
るべきような内容が含まれているのではないであ
ろうか。その点について疑問や問題点はなかつたの
か。その点について、あるいはその後これについてどう
いふ捜査をしているか、あるいはしていないのか、
その点ちょっと御説明いただきたい。
○政府委員(伊藤榮樹君) まず児玉の側につきま
しては、申し上げるまでもなく、脱税の一部とし
て刑罰的に評価しております。それから出した方
の会社につきましては、児玉に中元、歳暮等を
それだけやるといふことが会社のためになるという
判断があつたといふことと、背任の問題は起
きません。それから東京スポーツの問題にいたしま
しても、これはまた別の観点から、背任罪が成立し
ますためには、株主の利益を害することが必要
でございます。たとえば上場会社のように株式
が多数に分散されております場合には、そのうち
の一部しか持っていない取締役が、自分の利益を
図る目的で会社に損害を与えるようなことをいた

しますと、そこに背任罪が成立する余地がありま
すけれども、当該会社の性質等にかんがみて、そ
ういふ点の容疑はなかなか浮かびにくい会社
のようには思ひます。結局、株主構成等し
さいに検討した上で、検査当局もそれ以上の犯罪
の嫌疑がないということで捜査をしていないもの
だと思ひ次第でございます。

○矢田部理君 それは同族会社の側面があるこ
とは事実かもしれませんが、それにしても、自分
で仕事を出して相手から六千万のリベートを取
る。それならば、それだけ仕事を安く請け負わ
るべきなんであつて、少なくとも児玉以外の構
成員なり、少数ではあつても株主の利益を害して
いるという疑いは、それなりにやっぱり出てくる
ので、この点を弁解的に説明するのは、私は率直に
言うと納得がいかないわけですが。
それから、時間がありませんので、東亜相互企
業関係についての質問に入りたいと思ひます。防
衛庁結構です。

東亜相互企業が多額の負債を抱え、先般銀行取
引停止となり、事実上倒産をいたしました。この
債権者の中に栃木農協共済事業団というのがあり
ます。この栃木の農協共済事業団は、すでに明ら
かにされただけでも、元利合わせて三十億ぐら
いの融資を東亜相互企業にしているわけですね。
なぜこんな多額の融資をしたのか、融資をするに
至つた経過はどうであつたのか。多くの疑惑、問
題点が実はすでに一部では指摘をされてい
る。元々の有力政治家が絡んでい
るということも具体的に
問題として上がつてきつ
つあるわけでありま
す。農林省としてその
点のどこをどうにキャ
ッチを
されておるか、まず説
明をいただきたいと思
ひます。
○政府委員(今村宣夫君) 御指摘の栃木県
の福祉事業団が東亜相互企業に融資をいたして
おるという件でござい
ますが、私ども農林省
として、共済連、信連
に対する常例検査を
いたした際に、同事業
団に相当の融資を
してその返済が
進んでいない
状況を把握を
いたしたわけ
でございます。

す。その際に、この両連合会に對します事業団からの返済が進まないという理由を聴取しました中で、同事業団が東亜相互企業に融資をしまして、その返済が停滞をしておるということを知ったわけでございますが……

○矢田部理君 経過、経過、なぜ出したか。

○政府委員(今村宣夫君) その事業団からの融資の経過を連合会から聴取いたしましたところによりますと、事業団としては、当時における過剰流動性が非常に強うございまして、その資金の運用という、そういう観点から、東亜相互からの融資の申し込みに対して担保評価をし、担保を徴取した上で、当該企業に対して融資を理事者としましてよく相談をしておつたのだという、そういう経過を聴取をいたしておるところでございます。

○矢田部理君 まあ、金が残つておつたから貸した、だぶつておつたから貸したというのは、客観的状況の説明であつて、見ず知らずの企業に二十億も三十億ものお金を、ただ借りに来たから、余つておつたので貸したということは説明にならぬと思ひます。つまり、だれかの紹介があつた、口ききがあつたという経過がそこにもう一つ主観的な条件として介在をするはずであります。その点農林省はどうつかんでいますか。

○政府委員(今村宣夫君) 私たちは同連合会から、事業団を通じて融資をいたしておりますその両連合会のいろいろの方面から聴取した限りにおきましては、御指摘のような仲介者があつたということには聞いておりません。

○矢田部理君 きつちりそれは調べているのですか。

○政府委員(今村宣夫君) 信連、共済連から聴取した限りではさうなことに相なっております。

○矢田部理君 どうしてこんな金を貸したのだから、突っ込んだ調べをしてないのじゃありませんか。

警察庁に伺います。

警察庁は、この事業団の東亜相互企業等に対する融資、これが刑事上問題があるのではないかと

いうことで、すでに倒産後も、それから倒産前にも取り調べなり事情聴取をしておるはずであります。その内容について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木貞敏君) 警察といたしましては、犯罪の具体的容疑のある場合、これは当然捜査をするという責務を有しているわけでございますが、いま御質疑の件につきまして、警察庁として犯罪の容疑ありとしまして問擬しているということは聞いておりません。

○矢田部理君 ちょっと、私はきのうから問題を指摘しているのですが、本当にそうですか。この六月三日、栃木県警捜査二課が宇都宮中央署に滝田社長を呼んで事情を聞いていた事実はありませんか。

○政府委員(鈴木貞敏君) 御指摘の具体的な人名前その他につきましては、警察庁としては、私として承知しておりません。

○矢田部理君 日時も、場所も、名前もはっきりしてはいるのです。きのう私は、東亜相互企業に對しての警察の動きについて状況を明らかにして説明をしてほしい。少しく怠慢じゃありませんか。聞いていないのか、あるのかないのか、明確にしてください。

○政府委員(鈴木貞敏君) もとより、警察といたしましては、それぞれ報道その他のあれで、情報については重大な関心を持っているわけでございます。そういう面でも具体的な動き、調査その他してあるかもしれませんけれども、いま私段階で、そういう具体的なだれをどうこうしたということの報告を受けておらない、こういうことでございませう。

○矢田部理君 だから怠慢じゃないかというのです。きょうの午後までに調べてその経過と内容を明らかにしてください。いいですか。

○政府委員(鈴木貞敏君) 具体的な犯罪の容疑が出てきますれば、それは警察として正規のあれでございませうが……

○矢田部理君 いや、宇都宮署で調べているとい

う情報もあるが……

○政府委員(鈴木貞敏君) 調べているかどうか、その任意のいろいろの事情を聞くということはあるでしょうが、内容について私からいまお約束して、かくかくをこうして調べたということとは、この場ではつきり返答はできません。

○矢田部理君 いや、報告を受けていないと言ふから、問い合わせをしてどうなのかを明らかにしてください。いよいよ言うのです。約束できませんか。そんな怠慢な話はないでしょう。

○政府委員(鈴木貞敏君) 地元県警と十分内容を聞いた上で判断をさせていただきたいと思ひます。その上で判断させていただきたいと思ひます。いまその結果を先生にお知らせするということについては約束できない、よく内容を聞きたいと、こう思ひます。

○矢田部理君 何を言っているのですか。そういう事実があつたかないかぐらい発表できないのですか。報告に接していません、今度は聞いてみて明らかにするかどうかまたできない、こんな答弁ありますか。

○政府委員(鈴木貞敏君) どういう観点か具体的な強制捜査その他令状の執行、そういう段階であればまたとして、いまこの段階で具体的な……

○矢田部理君 事情聴取を聞いている事実があるかないかを問ひ合はして答えなさいと言つてい

○政府委員(鈴木貞敏君) 具体的に名前その他を除いた上で判断させていただきたい。その上御連絡したいと思ひます。

○矢田部理君 連絡はいい、判断は……

この事業団は栃木の信連あるいは共済連が全額出資をしている団体です。まさにその農民のお金なんですね。その団体が貸金業をやっているんですか。こういう問題のある企業その他に多額のお金を貸している。その企業が事実上倒産をした、こういう貸金業の是非について簡単に話してください、時間がありませんから。

○政府委員(今村宣夫君) こういう事業団がほかの事業とあわせて貸金業をやること、そのことをもつて直ちに法律的に違法であるとか何とかいう問題ではないと理解をいたしておられます。

○矢田部理君 このケースはどうですか。

○政府委員(今村宣夫君) 御存じのことかと思ひますが、この事業団はほかのもろもろの事業をやつておるわけでございますが、四十六年に定款改正をいたしまして、貸金業ということを定款に入れます。そしていろいろの土地取得をします場合、あるいは……

○矢田部理君 是非だけ言つて下さい、経過はいいです。

○政府委員(今村宣夫君) 融資をしたわけでございますが、そのことの適否はございませうが、法律的に違法であるとか何とかいう問題ではないと考えております。

○矢田部理君 適否を言つて下さい。

○政府委員(今村宣夫君) 過剰流動性のもとにおきまして、将来の開発その他を目的として融資をすること、そのことが直ちに悪いとは言えませんが、そういう東亜相互企業に融資をしたことの適否というのを言ひますれば、それは担保の問題でございませうと、あるいは相手方の企業の信用度の問題でありますとか、そういう問題について十分もつと注意を払つたらよかつたんじゃないかというふうに考えております。

○矢田部理君 そんな甘いものじゃありませんでしよう。これは事業団、その前提となる共済連やその他が決めた貸付限度額も超えているし、もともと設立の趣旨を超えて貸金業が中心になっているんじゃないか。しかも、担保の取り方も問題です。担保として白河の農地を取つておりますが、これは農地転用が可能で農地でし

○政府委員(森重治君) まだ転用が出ていないわけではございませうが、概して、第一種農地で転用基準から言ひますと、転用につきましては非

常に厳しく運用されると、そういう種の農地というふうには承知をいたしております。

○矢田部理君 原則としてできないということでしょう。約三十億の元利合わせて融資がある。これは東亜相互企業です。加えてそれだけではありません。東亜農公園というところで東亜相互企業が白河に設立をした牛など飼っているところなんです。ここにも十億からの融資がなされている。その裏づけとして取った担保、これは担保価値がないんです。農民のものでしたら、東亜相互企業が担保は取得するわけにいきません。まして、農協がその担保価値を実行するわけにもいかない。農地転用の不可能な、原則としてできない第一種農地です。いま事業団の役員の人たちは、担保を取ってあるから大丈夫だという説明でおさめているようでありまして、その担保価値は法律上見ればどうして実行できない、重大な問題をばらんだもの、裏づけ……裏づけじゃないんです。もちろん抵抗権であろうはずはないし、単なる条件付きの仮登記か何かがなされているという程度だけのことで、こんなでたまたま融資を許した農林省の責任はどうなんですか。大変な迷惑を農協なり農民は受けることになります。簡単にその見通し、説明してください。

○政府委員(今村宣夫君) 担保はそれぞれ取ってございまして、農地転用の見直しというところになります。ただいま構造改善局長がお答え申し上げたようなこととございまして、この担保価値というものは、農地として評価をすれば私は非常に低いものだと思います。そういう意味合いにおいては、担保が十分かと言われれば、現状においてはとて十分ではないと考えております。しかし、これが将来のある一定の時期に、もしそこに、開発その他の計画がございまして、それはいまの状態ではないと申せませんが、あるいはそういう状況になればそれは担保価値が出てくるというところとございまして、いまの状況をもって、非常な担保の減少であるというところは事実でございまして、そのみをもって評価をするこ

とは必ずしもできないのではないかとというふうに考えております。

○矢田部理君 局長ね、事態の認識が深刻でありませんよ。農地ですよ。したがって抵当権じゃないんです。所有権移転請求権保全の仮登記か何かです、せいぜい。しかも農地上許されない、農民から東亜相互企業、そして農協事業団と転々流通は農地上許されていないんです。しかも構造改善局長が言ったように、農地転用ができない第一種農地なんです。農地転用を可とするような、是とするようなことを前提として土地評価をし、それを前提として回収が可能であるかのような幻想を振りまくことは農林省としては少なくとも慎むべきだと思う。もちろん、もういまの状況でこれは売れるはずはありません。この点非常に問題だということを一つ指摘をしておきたいと思

います。それからもう一つ、この東亜相互企業が白河一帯で買った土地、これはすべてがいわくつきの団体に、あるいは企業に、売り渡されている。先般の当委員会では三越の問題を取り上げました。神戸製鋼についても、社長と副社長の内紛に乗じて調停役を買って出た、そのつながりの中で神戸製鋼にもこの白河の土地を買わされている。三越もそうであります。そのほか多くの企業がこの土地を買わされているわけでありまして、すべてが児玉と関連した何らかのかかわりのある企業に実はこの白河の土地を買わされているわけですよ。すでに警視庁等が捜査をした三越もある。あるいは神戸製鋼などは検察庁まで手を入れたという話も伝えられているわけでありまして、非常にこの土地の売買には問題と無理があるわけですよ。しかもその企業が今度はつぶれた。きょうは一つ一つたぐさんの問題を指摘したかったわけでありまして、それが時間的にできませんけれども、今後検察、警察として、この土地売買等をめぐる問題についてさらに捜査をやる用意があるのかどうか。それから栃木の事業団の問題についても、かねてから背任の疑いがあるという指摘も地元ではしばしば出

されておるわけです。すでに宇都宮署は事情聴取に入っている。日にも場所も特定しているわけですよ。この辺の捜査をどうしようとしているのか。

そしてまた、農林省としてはいま局長が言ったような甘い事態ではないということを認識し、農民に迷惑をかけないために今後どういう措置をとるのか。

そしてこれは警察も農林省も同じであります。なぜこんなことになったのか。大蔵省の銀行局も問題になるわけでありまして、これは農協にお金が余っている。銀行はいろいろな関係で貸し出しを規制する。そうすると、今度は銀行が紹介をして農協に行つて私が紹介しますからお金を借りなさいということ、銀行は保証料を取つたり紹介料を取つたりしている形跡がある。そのことも含めて、この融資には政治家が介在している疑いがきわめて濃い。上の方は、児玉、町井とつながるわけでありまして、こういう一連の背景について、もうちょっと詰めた検討——農林省や大蔵省としては調査でしょう。そして、警察、検察は少なくとも捜査を含みとする調査といえますか、捜査を含めたやっぱり対応をしなければならぬ情勢に來ていると思ひますが、それぞれの担当者から回答をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 東亜相互企業との関係につきましましては、先般の福島県知事との関係で事件を処理した経緯もございまして、検察としても関心を持っておると思ひます。ただいま御指摘のありました点を検察当局に伝えることにいたしたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 私たちも基本的には全組合員の利益を損なわないように十分今後とも指導調査をまいりたいと考えております。

○矢田部理君 もう少し具体的に出来ませんか、どういうふうにするのか。

○政府委員(今村宣夫君) 現に栃木県におきましては対策委員会をつくりまして、中央会会長が対

策委員長となりまして、それぞれの連合会の責任者を挙げて今後の対策をどうするかということを検討いたしております。私たちがしましてその委員会を通じて十分指導してまいっておるわけでございますが、今後とも県及びその対策委員会、私たちも一緒にしまして今後の対策を十分取り進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の点につきましましては、今後事実関係を調べて適正な運用を行うように指導してまいりたいと考えております。

○政府委員(鈴木貞敏君) 警察といたしましては県の違い——栃木、茨城、福島いずれにいたしましても関心を持っておるわけでございます。犯罪の容疑が明らかであれば当然捜査をするということでございます。

○矢田部理君 警察についての報告を午後、ちょっと時間がいっぱいになりましたけれども、その点だけを聞きたいと思ひますが、時間が参りましたので一応質問は終わりたいと思ひます。

○委員長(大谷藤之助君) 警察庁鈴木刑事局長、先ほど矢田部委員から質疑の出たおりました事情聴取に關連した件、調査の上でしかるべくひとつ当委員会でも説明してもらいたい。いいですね、よろしくございまして。事情を聴取された上でそのまま報告される状況もありましようし、あるいは状況によって報告できにくいこともありましようし、しかるべくひとつその点をこの委員会で明らかにしてもらいたい。そっくりそのまま出せないことがあるかもしれないけれども……。

○政府委員(鈴木貞敏君) はい。

○委員長(大谷藤之助君) 午後二時再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時四分開会

○委員長(大谷藤之助君) ただいまからロッキ

ド問題に関する調査特別委員会を再開いたします。

ロッキード問題に関する調査を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○相沢武彦君 当委員会もきょうで第八十回国会の最終の委員会審議となるわけですが、委員会は今後とも閉会中審査を行ってロッキード事件の徹底的究明の責任を果たしていくことになると思いますが、願ひましてこの国会での調査というものは、国政調査、特に証人喚問についてですが、与党自民党さんの徹底的な抵抗に会いまして、なかなか所期の国民が期待するような方向には向かなかつたというところは非常に残念だと思つておられます。きょうはこれまでの委員会審議の経過を振り返って、その中間時点での整理というような意味を含めて政府にただしてみたいと思つておられます。

まず第一点ですけれども、衆議院のロッキード特別委員会で行われましたことしの三月十六日の質疑なんですが、ここで懸案事項となつておられる点について確認をしておきたいと思つておられます。

問題に取り上げましたのは、ロッキード事件が始まつて以来、まず運輸省の問題ですが、運輸省が国会で答弁してきた航空行政についての行政指導のあり方なんですが、その答弁内容、特に昨年の五月二十七日、木村運輸大臣の衆議院ロッキード特別委員会における民間機の大型導入の経緯についての発言内容ですが、ことしの一月、全日空ルートへの公判の冒頭陳述におきまして、これまでの答弁とは全く逆の事実が明らかにされております。そこで、前に発言した木村運輸大臣の御答弁内容は覆されるわけですが、ことしの三月十六日の衆議院ロッキード特別委員会においてこの点が追及されまして、田村運輸大臣は事実関係を調べ直して私どもの方でわかつた範囲内においてお答えをしたいと、こういうふうに言われておりますが、この結果が一体どうなつておられるのか、まず御答弁をいただきたいと思つておられます。

○政府委員（高橋寿夫君） お答え申し上げます。

三月十六日の運輸大臣の答弁に基づきまして、私も昨年国会におきまして当時の運輸大臣が御報告したことと、それからことしの一月の冒頭陳述の食い違いにつきまして、当時の関係者に対して改めてもう一度聞いてみたわけでございますが、大変残念なことではございますが、結果的には昨年木村運輸大臣が国会で御報告申し上げました事柄を覆すに足るだけの話を当時の関係者からことしに入りましても得ることができなかったわけでございます。したがって、現在の段階では、昨年の五月二十七日に国会に御報告申し上げました話の大筋を覆すだけの内容を私どもは持ち合わせてないわけでございます。

○相沢武彦君 そういふことに結論がなつたわけですが、私たちが前に述べました冒頭陳述のときから驚きの目をもつて運輸省の行政指導のあり方、この実態を知ると同時に、第七十七国会以来運輸省が橋本、佐藤らの行為をかなり余りにいかに事実を歪曲、あるいは糊塗するような答弁を繰り返してきたかということを知ることができたわけですが、その上、三月十六日の衆議院ロッキード特別委員会の質疑の経過を見ましても、この段階に至つてもなお運輸省の答弁態度というものは誠意が見られなかつた。非常に残念なことだと思つておられます。

運輸省では、昨年八月に事務次官を長とする運輸行政総点検本部というものを設置されまして、ロッキード事件反省の意味から行政指導のあり方に検討を加える、こういうことで「事件処理体制の改善について」、これ事務次官通達ですね。あるいはこれ同じく事務次官通達ですが「行政活動の公正さを確保するための体制の確立について」といふものを決定をされておりますけれども、問題はいふやうな一片の次官通達、こういう文書によつて問題は解決するものじゃないと思つておられます。ロッキード事件が発覚して以後、運輸省自体として今後の運輸省の行政指導のあり方、あるいは政策決定のあり方、こういったものをたえず立場から、過去の事実についてはいかに捜査権がな

くても行政監察というやうな独自の使命を持った立場もあるわけですから、この際徹底して問題を究明していくと、こういう運輸省全体としての決意と実行、こういうものが必要じゃないかと思つておられます。これについてのひとつ今後の運輸省の取り組み姿勢、決意についてお述べいただきたい。

○政府委員（山上孝史君） 先生ただいま御指摘のように、運輸省といつたしましては昨年の八月に、ロッキード事件の発生を契機に、省内に事務次官を長として運輸行政総点検本部を設けまして、具体的に四項目について検討をいたしました。その結果の通達等の措置につきまして、いま先生御指摘のやうな通達を二回にわたり出し、その通達の内容につきましてここで申し上げることはやめますけれども、すべて具体的に措置するやうに考えております。たとえば、行政の公正さの確保につきましては、各種の審議会を十二分に活用するとか、あるいは行政方針を決めましてこれをできるだけ公表するとか、あるいは許認可等の行政の場合に基準がございまして、これをできるだけ具体的な基準にするというやうなことで具体的に指示をしております。それをすでに逐次実行に移しております。

それからなお、これも先生御指摘の中にありますけれども、いわゆる行政指導につきましては、従来、許認可と違ひまして決裁文書で大臣までの決裁をとるといふ慣行がございまして、したがって、そういう点でいろいろ疑惑を招く要因になつたというのを深く反省をいたしました。これも具体的に行政指導につきましましてはつきりと決裁文書をもって処理をするというやうなことを具体的に措置してまいっております。

なお、現在、この総点検本部におきましては、許認可行政のあり方につきまして運輸省として安全の確保とか、公害の防止のためにやはり行政の手法として最小限度のものは必要かと存じますけれども、この際これを契機に抜本的に洗い直し

て、この許認可行政そのものにつきましても、その合理化の余地がさらにあるのではないかと、このことについて検討を続行しております。そのための専門委員会も週に二回のペースですつと続行しております。

○相沢武彦君 その総点検本部の調査事項については、定期的にやはりしかるべき場所において公表をしていただきたいと要望しておきます。

次に、当委員会でも主として論議されたPXL問題に関連しまして、防衛庁予算、特に装備品の関係予算の決定に至るまでのプロセス、調査過程、この問題点についてお尋ねをしておきたいと思つておられます。

まず、その前提として何つておきたいんですが、児玉の冒険において児玉が第一次FX、すなわちF104、この選定に関して運動を尽力したと、この運動資金の名目でロッキード社から数回にわたつて現金各五百万円を受領している。決定後は謝礼の名目で各三百万円を受領したことが明らかにされたわけですが、また、第二次FXにつきましても、ロッキード社の一〇〇型に決定させるやうに佐藤首相に公開質問状を出すなど工作したと、こういう事実が明らかにされておられるわけなんです。この事実が、これまでもしばしばうわさとして長年にわたつて巷間伝えられてきたものです。このたびは検察庁の手でこの事実が確認されたわけですから、防衛庁としていままでこれらの事実をどの程度握つていたのか。今回のロッキード事件発生以後、防衛庁自身はPXLの選定経過につきましまして調査を行ったことがあるのかどうか、これははっきりしていただきたい。

第一次FX、第二次FXについては、この国会審議の席上たびたび指摘をされてきたにもかかわらず、組織的な調査は防衛庁で行われなかったというのを私も私ども記憶をしております。また、裁判の判決はおりてないわけですが、防衛庁装備品の購入に関して、外国の企業からこういうやうな多額な不正の賄賂の流れた事実が国民の前に明らかにされた以上は、自衛隊に対する国

民の信頼回復のためにも、また防衛庁自身としても、まあすでに過去のこととはいえないながら、第一次F X、第二次F Xに關して全般的な調査というものを断固行へべきではないかと思ひますが、この点についての長官の御答弁をいたしたいと思います。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、午前中も矢田部先生からいまのお尋ねと同じような立場に立つての御質問がございました。お答えを申し上げましたように、防衛庁といたしましては、今日までF Xについていろいろの問題がありまして、そのときどきにおいて過去を顧みて調査をやつてきたことは事実でございます。しかし、第一次、第二次のF Xの機種選定におきましては、あくまでも純粹な防衛上の立場からその所望の機能でございますとか、あるいは費用対効果等の問題について十分検討の上で防衛庁において決定をいたしてまいつたのでございます。したがらして、私どもといたしましては、第一次F X、第二次F Xにおきましても適切な手続を経、処置を経て決定をしたものと考へておるところでございます。改めて調査をやり直すというふうなことは考へておりません。

なお、冒頭陳述において見玉に対するいろいろな問題の提示がなされております。このことも承知をいたしておるわけでございますが、こうした点につきましては防衛庁とは全く関係のないものでございまして、その事実を聞いて、私どもとしては午前中もお答えをいたしました、それが事実といたしますならば、実にけしからぬ行為である、そう考へておるところでございます。

○相沢武彦君 長官、再調査はされないということをお願いするわけですが、依然としてそれならば国民の皆さんの疑惑は残ることでありまして、自衛隊にとっては決してプラスにならない、残念なことだということを申し上げざるを得ないわけですが。

続いて、本題の装備品の調達に關連してですけれども、過去一年間の当委員会がさまざまな質疑を

されまして、この面におけるいろいろな難点、それから欠陥問題、これは指摘をされてきているわけですが、この点を整理をして取り上げてみますと、一つには、装備品の國産に關する政府の方針について防衛庁限りの方針、すなわち装備品の生産及び開発に關する基本方針、これが防衛事務次官通達で決定をされているだけでして、いわゆる閣僚會議あるいは國防會議の議を経た国としての基本方針が何とも明確にされてない、こういう点が明らかになっているわけです。

それから二つ目には、個々の装備品、たとえば機種の決定、こういうものが國産決定については國防會議の議に付するの、あるいは防衛庁限りにおいて決定をするのか、こういうことでさえ先例的に確立をされてない、こういう点も問題点として指摘をされているわけです。

それから三つ目、この衆議院、特選での中曾根証人の証言にもありますように、國防會議における実際の運営というものは、下からの各省の官僚の人たちによつて積み上げられてきたものをほとんど盲判を押しているんだということを証言されましたけれども、いわゆる政治的決定と言われるものはほとんど行われていない。それからまた、こういう状態の中で、各省間、特に大蔵財政當局と防衛庁の内局との調整、予算折衝が問題となつて。その折衝過程における実際の動きについて私たちがどうもこれはどうかという大變びっくりするようなことが明らかになっているわけですね、長官。

一つ、二つその事例をこれまでの國會審議の議事録等を通じて挙げてみますと、たとえば、財政當局である大蔵省がドル減らしの観点から防衛庁に対してF S T 2改の採用あるいは再検討並びにF 5 Eの輸入を要請したけれども、その際財政當局としてはF 5 E購入の際の費用算出に当たつて維持、補修費、これを含めたいわゆるライフサイクルでの費用では検討していなかったという事実も明らかにされています。また、防衛庁の当時の装備局長さんですか、黒部証人の証言でも、

大蔵省から対潜哨戒機の必要性はわかるんだけれども、開発費をつければ必ず成功して國産による生産を主張するようになるだろう、うまい代案はないだろうかというように言われたと、このように言われております。このように装備品の國産か、輸入かの決定について何が一体その決め手になっているのか。防衛庁と大蔵省との調整過程というものを克明に検討しましてもどうもはつきりしないという点が取り上げられるわけでございます。また、四次防の主要項目にある対潜哨戒機及び早期警戒機機能向上のための電子機器等の研究開発を行うんだという國防會議決定にありますが、この事項につきましても、その解釈について防衛庁と大蔵省とで双方に、お互いに自分たちの都合のいいように解釈ができるといういわゆる玉石色のものにでき上がっている。これについては最後に、田中総理のツルの一声によつて持ち込まざるを得なかった。こういうように、官僚以外にわからないような状態、しるものになっている。そのためせつかく國會の承認を得て成立した昭和四十七年度予算に計上されたP X Lの設計研究委託費そのものも施行について國會にあらためて報告のないまま、國會の知らないうちに取りやめの措置が行われてきている。これは大變なことだと思ふんです。このようにシビリアンコントロールの確立が最も叫ばれているその防衛庁予算について、官僚の独走が行われているという事実が明らかにされてきた。こういうふうなありさまです。それから、國會に防衛特別委員會の設置が必要だという声も上がっているのはもう当然な声であらうかとも思われるわけです。

まあそれはともかくとしまして、これから先P X L決定に關して防衛庁長官はいま申し上げたような事柄の關連から、ひとつどのように取り運ばれようとする心づもりなのか、お尋ねをしたいと思います。

一項目として、機種決定について防衛庁限りで決めるのかどうか。これは前に増田長官のときに決めたのかどうか。これは措置をされております。この第二次F X、これは措置をされております。こ

ういうような防衛庁限りで決めるのか、それとも國防會議の議に付して決めるのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

それから二つ目には、ロッキード社の不正行為、見玉の不法行為といったものが明らかにになりまして、國民の不信を買つた以上、現在「事件公判」の進行とP X L決定の時期的關連についてどうお考へになつていらっしゃるのか。

それから三つ目としては、現在P X Lについて完全國產案、完全輸入案、折衷案、この三案が検討中だと言われているんですが、これらの機種決定について財政當局との折衝は一体どういうような方針で進めるのか、この際明らかにしていただきたい。

それから第四点目として、決定直後P X L選定の経過、結果を國會に報告する意思があらくなるのかどうか。

以上四点について明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(三原朝雄君) いろいろ項目によりましては細部の過去の経過等もあるようでございます。まず、まず数点についてのお尋ねについては政府委員から説明した上で、私から最後に四点について御回答申し上げたいと思ひます。

○政府委員(伊藤圭一君) 最初に御質問の中にございまして國產化の方針ということでございますが、これは最初の一次防の時期というものは、主として米國からもつた武器というものを裝備するというようなことでございまして、二次防以降はやはり防衛力というものの厚みをつけるという意味で、できるものは國產化したいというのが防衛庁のみならず國防會議で御決定いただいた方針の中にあるわけでございます。しかしながら、國產化を進めるに当たつては経済的な費用対効果の問題がございまして、それからまた、技術的な問題等もございまして、したがらして、國產化をした方がいいのかあるいは輸入をした方がいいのか、そういう問題につきましましてはいろいろ具体的な事務的な詰めを行ひましてそれぞれ大臣にも御報告い

たし、また国防会議でも御判断いただくというような手続をとっているわけですが、先ほど先生の御質問の中にございましたF X、P X L、この機種決定につきましては従来いんな形があったわけでございます。先生が御指摘になりましたように、ファントムの場合には、一応機種決定は当時の長官が総理の了承を得まして防衛庁として決定いたしました、この機数を決めるときに国防会議でお決めいただいたという経過もございまして、104のときには機種並びに機数につきまして御決定いただいております。さらに最初のP 2 Vというものを国産するときにもこれは国防会議で御決定をいただいておりますわけでございます。

しかしながら、御承知のように、四十七年度の文民統制の問題が議論されましたときに、自衛新らしい装備品で主要なものを予算化するときには国防会議の決定が必要ということになっておりますので、これからはF XあるいはP X Lというような主要なものにつきましては、もちろんニューザーであります防衛庁の方で希望するもの、それをまた大蔵省並びに国防会議の関係各省、そういうところと事務的な折衝をすると同時に、国防会議で御審議をいただいて御決定をいただくということになっているわけでございます。

それから、このロッキードの問題でございますが、私もが次期対潜機の必要性を考えておりますのは、先生も御承知のように、いわゆるわが国の海上の防衛で一番重要な対潜作戦を行うに当たって、現在のP 2 Jという飛行機が、原子力推進を持っております潜水艦に対してはきわめて能力は低くなっておりますので、できるだけ早く新しい型の、まあ端的に申し上げますと、P 3 C程度の能力を持った、すなわち新しい電子機器によつて、その刻々の潜水艦の動向というものを把握して、これを捕捉し、攻撃するというような能力を持った飛行機を持ちたいと思っております。したがって、私もといたしましては、事務的に結論を出したいということで努力をいたしております。

るわけでございます。

なお、機数の決定等について、財政当局との折衝の問題でございますが、これは私もが希望しております飛行機、どういふ内容の飛行機を持つかということによりまして、その飛行機の性能、それからオペレーションの形態、そういうものによつて私どもの希望の機数というものは当然出てくるわけでございます。しかし、これは防衛庁のニューザー側の立場でございます。あるいは財政的な面からの検討も必要でございます。私もといたしましては、まず国防会議の事務局を中心といたしまして、関係各省から来ております担当の参事官の中で議論を重ねていただきます。さらにまた財政的な具体的な問題につきましては、財政当局とも十分相談をいたし、そしてまあ限られた防衛予算の中でこれをどういふふうに消化していくかという一応の考え方というものを検討した上で、さらに国防会議において御検討を願うことになろうかというふうに考えているわけでございます。

○国務大臣(三原朝雄君) 私から最終的に申し上げたいと思います。

第一の国産化の問題につきましては、輸入か国産か、折衷案でいくかというふうなことに付いては、いま防衛局長がお答えをされたとおりでございますが、二番目に、この装備の決定、特にF XなりP X L等については、これは防衛庁だけでやるのかどうかということでございます。自衛隊の任務上、主要項目に属せぬような問題でございますれば防衛庁自体がやるわけでございますけれども、こうした大きなプロジェクト等におきましては、当然先生御指摘のように、これは国防会議にかけるわけでございます。またそれを終わりますれば閣議の了承も得るわけでございます。省庁とも事務的に折衝した上で、そうした準備をした上で国防会議にかけ、また閣議の了承も得るというふうなことになるわけでございます。

三番目に、国防会議の運用の問題の御指摘がございました。これは国防会議の事務局局長も参つておるのでございますが、私もメンバーの一人として率直に申し上げますが、いま先生御指摘のように、全く事務的に運営したというふうな国防会議ではございません。当然その背景を論じ、その経過をどういふ経過でここにきたかということをお報告申し上げて国防会議のメンバーにおいて審議をされてまいっておるわけでございます。事務的に処置するようないふことでございまして御指摘のようないふことになりません。国防会議自体も、やはりその背景、そしてよつて来るその経過等を見て議論がなされることは、今日までの国防会議の運用のあり方でございます。しかし、それがもっと充実した立場で国防会議の運営をやれば、あるいは組織までも少し拡大して検討する必要がある、あるいは法制的にこれは独立した法制化が必要ではないか、そうしたいらるる御意見があることも承知をいたしておりますが、狭義、中身も、国防上の問題と申します。防衛、国防的な軍事問題だけでなく、広く安全保障全体を討議するようないふ必要があるというふうな御意見のあることは承知いたしております。いま国防会議の事務局において、まずそうした立場から検討が進められておるわけでございます。総理自身もそういう立場で国防会議の組織、運用等について考えていくという指示をいたしておるようないふ段階でございます。

次に、四番目に、先ほどP X LなりF Xを、そうした大きな装備の問題を決める場合には財政当局との関係はどういふことであるかでございますが、当然、先ほど防衛局長が御回答申し上げましたように、十分事前に了承を得なければならぬ。大蔵省とは十分協議を、そして話し合ひを詰めてまいらねばなりません。また予算自身は、これは長期にわたる計画等でもございしますから、長期展望にわたるややお互いの詰めをいたしておかねばならぬという事態でございます。

それから、当然事前に財政当局と話し合ひをやつておるわけでございます。それから五番目に、こうした問題についてはシビランコントロールの立場から十分ひとつ考えをおかねばいかぬと、特にこうした大きなプロジェクトを実施いたします場合には、そしてしかもロッキード事件等で国民の疑惑を招いたという事跡があるわけでございます。こういう点については十分ひとつ国民の理解を受けていくということが大切であるという御指摘につきましては、全く同感でございます。また、こうした大きなF XなりP Xの問題を決定する場合に、国会にも報告をするかと。国民に対してそうした理解を得なければならぬ、

【委員長退席、理事平井卓志君着席】

したが、いまして、当然国会におきましてもそうした御報告を申し上げねばならぬ、そう考へておるわけでございます。シビランコントロールの実をそういう点において十分果たしてまいらねばならぬ、そう考へておるわけでございます。

○相沢武彦君 この国防会議のあり方、それから決定のあり方について、政府は検討する必要がある、また逐次指導して変更を加えていきたいと思つておるんだということも委員会での御答弁にあつたんですが、この国防会議の運営、あり方についての問題点として、従来から問題にされてきている具体的な改善策の一つである議事録の問題をこの席上でこの際お尋ねをしていきたいと思ふんですが、国防会議における議事録について、従来は国防会議議事運営規則の第六条において、国防会議事務局は、会議の都度、その出席者、議案及び決定内容等を録取し、これを保管することになつておる、また国防会議の議事の中でどの議員がどういふ発言をしたかというふうなことに付いては、国防会議が始まつた当初、申し合ひせとして、そういうものは録取しない、こういうことにされておるので、われわれは作成をしてないわけだ、こういうふうな御答弁でこれまであつたわけですが、このように、議事録はあつても

形ばかりの、議事内容のわからないものになって
いるわけでして、今回のロッキード事件が起き
てから、しばしばこの国防会議における議事録の
問題が取り上げられてきたわけですが、これも、
国防会議当初の申し合わせ、これを改正して、今
後議事内容を記録にとどめるための国防会議事
運営規則第六條、これを改正する必要があると思
うんですが、この点についてはどういうようにお
考えになっていますか。

○政府委員(久保卓也君) 私も大分以前から国防
会議に出ておまして、自分でメモをとったこと
があります、一々の方の御発言をメモするのは
大変困難でありますし、またそれが将来公表され
るような場合には責任を持った形でメモすること
は非常にむずかしいと思うんです。現実問題とし
ては、速記者なんか入れなければならぬのでし
ょうけれども、それは国防会議の性格として適当
ではありせんし、また将来公表されるような形
では出席の議員方が自由な発言もできないとい
うことで、発言とおりの議事録をつくるというこ
とはやはり適当でなからうと思ひます。しかし、さ
ればといて、従来、いまおっしゃいましたよう
な形で整理するのはやはり不適当であるとい
うふうに私自身考えております。で、どういう形
でやりますか、少なくとも議題になりました内容等
について、あるいは議長長の御指示であります
か、主な論点でありますとか、簡単ではありま
しても何らかの形がわかるような程度には整理す
べきではなからうかということ、いま形式等につ
いて勉強いたしております。

○相沢武彦君 久保局長からの御答弁、いま承
つたわけですが、三原防衛庁長官としてはどうで
すか、こういう経過とか内容の議事録として、ある
一定の期間を置いてこれを公開に供する、そして
歴史の審判に立たせるといふことが必要である
と思うんですが、今回はそれができなかったことか
ら今回のPXLに対する国民の疑惑を払拭し切れ
ないという点が残されていると思うんですが、今
後の問題としてどうお考えですか。

○国務大臣(三原朝雄君) いま御指摘の点等につ
いて久保国防会議事務局長がお答えをいたしま
した、私も、私も、私も事務局長を中心にして関係
省庁とも検討を加えながら鋭意勉強いたしてござ
います。その問題の整理ができてまいりました上
で、私も、私も、私も最終決定をいたさねばな
らぬと考えておるわけでございます。

個人の意見はどうなんだということございま
すが、あつた過去の経過等にかんがみまし
て、できるだけそうした一つの記録をどういう形
で整理しておくかというようなことはやはり考
えておく必要があるしなかつた、そう私自身も
考えておるところでございます。

○相沢武彦君 次に、国防会議の運営のあり方に
ついてなんですけれども、昨年の八月段階の質疑
では、前三木総理が国防会議の運営について、形
式的でなくて実質的な討議が展開されるよう、意
欲的で、文民統制の実を上げるといふ点に熱意を
示されていたようでありましたけれども、それがど
うもわれわれ見えておらず、福田内閣になつて
から後退しているように思われてなりません。そ
こで福田内閣になつてから国防会議、これは開か
れたことがあるのかどうか、そしてどういふ議題
のときに検討されたか、特に米地上軍の朝鮮撤退
問題あるいはわが国のこの十二海里問題、こうい
つたわが国防衛政策上の重要問題として討議を必
要とするであろうという問題があつたときに、一
体国防会議はどういう役割りを果たしたのか、こ
の辺をお願いいたします。

○政府委員(久保卓也君) 福田内閣になりまし
て、まず防衛予算に関連をして二回開いてござ
います。それから国際情勢全般につきまして、特に
アジアの国際情勢につきまして一回、計三回開いて
いるはずであります。近く軍事関係についてまた
お開きいただく予定にしております。

それから、そういった防衛庁で将来提案する
であろう、たとえばFX問題以外にも、その背景と
なるような事案について国防会議で活発に議論し
なさいというのが福田総理の御指示でありました

が、いま御指摘のような、たとえば在韓米地上軍
撤退問題となつてみると、議員方だけで御議論
いただくよりも、むしろ関係者、専門家が集まつて
御議論いただいた方がよろしいということ、こ
れは国防会議の席と別途総理のところでおやり
ただいております。

それから十二海里の問題は、いまのところ私
どもとしてはそれほど——軍事的あるいは日本の防
衛上の問題として、特定の問題はちよつとありま
すけれども、そういうものを除いてさしたあつた
国防会議で御議論いただくというほどのものとは
考えておりません。ただし、全般的な軍事情勢と
か、あるいは特定のFXの問題とかいうものだけ
に限らないで、やはり広く安全保障上、特に時事
的に問題になるようなもの、そういうものも適宜
国防会議でお取り上げいただくというのには適当
であるというの、これは事務局の考えでありま
すし、そういう問題が出てまいりましたとき
に、議長の方ともまた御相談申し上げて国防会議
を開いていただきたいというふうに思つてござ
います。

○相沢武彦君 起訴便宜主義についてお尋ねを
しておきたいと思つておられます、ロッキード事
件の囑託尋問に際しまして、起訴便宜主義適用に
よつて米國在住のコーチン、クラッター、エリ
オットの三名に対して、証言事項の中に仮に日本
國の法規に抵触するものがあるとしても起訴しな
いというこの保証がされましたけれども、こう
いった人たちがビジネス等の要件でわが國への入
國を求めてきた場合、入管行政の最高責任者とし
ての法務大臣はどういうように対処されるのか、
御見解を承つておきたいと思つておられます。

と申しますのは、ロッキード汚職に加担したと
いうよりも、アメリカ側の張本人であるこれら三
人の者が、ロッキード事件に關して刑事責任を問
われることがないことを理由に、今後白昼堂々と
日本に入國してビジネスで駆け回られたんじや、
日本人のわれわれとして国民感情に合わないんじ
やないかと。ロッキード商法を行ったこうい

関係者がまた再び同じような問題を起こさない
とは限らないわけであつて、そういう観点から、ま
あ入國を求めてきたらという仮定の問題ですけれ
ども、この際法務大臣の明確な御見解というもの
をお聞きをしておきたい、こう思ひます。

○国務大臣(福田一君) 御指摘のように、この証
言に対しては責任を問わないということにいたし
ておるんでありますけれども、まあこれはロッキ
ード社からの仕事をするという意味で入國をされ
るといふことではないと思つておられます。恐らくはた
えばほかの会社に就職をして入國するとか、あ
るいは単に個人の旅行の目的というふうな意味で
来ることになると思ひますけれども、やはりその
取り扱ひの問題については、若干国民としても割
り切れない問題という、気持ちを持っておる者
もあると思ひますので、私はその場合の取り扱
ひは慎重にいたさなければならぬと思ひます。

しかし、それならば絶対にやらないのかとい
うことになりまして、そのときそのときの事情、ま
た目的、滞在日数、いろいろなことを関係ありま
すから、その具体的な申請があつた場合に処置を
とつていきたいと思つておられます。

○相沢武彦君 そうすると、事情によつては入國
し得る可能性もあるということですか。

○国務大臣(福田一君) 私は、そのときの事情を
どういふ事情があるかといふことをいろいろ想定
してみなければならぬと思つておられます。絶対
というわけにはいかないと思つておられます。しか
し、好ましくないという感じは持つておられます。

○相沢武彦君 ロッキード事件の捜査處理に關
する法務大臣の御報告がございましたけれども、東京地
検としては、なお捜査本部を存続してございま
す、今後、ロッキード事件についての国会の國政
調査等事態の推移に關心を払うことはもとより、
将来、関係人の病状が回復し——これはこの間兄
玉も初めて出たわけですが——あるいは米國証券
取引委員會の調査結果を入手するなど特段の事情
の変化が認められた場合には、さらに解明のため
に必要な措置をとるものと考へる、こう述べられ

ておりますね。

そこで一点は、本日現在の捜査本部の構成並びに捜査方針について説明をしていただきたいと思ひます。捜査本部発足の当初の構成と現在との比較、これをお願いいたします。

○政府委員(伊藤榮樹君) 現在東京地方検察庁におきましてロッキード事件捜査本部の構成は、検事五名、検察事務官十二名、合計十七名でございます。これらの者がやっておりますことは、一面において起訴いたしました被告人に係る公訴の維持をやりながら、先ほど御指摘のありましたような諸情勢の推移を見守りながら新たな犯罪の容疑の発生いたしました場合には直ちに捜査に着手をするという体制で調査、資料の収集等をいたしております。

〔理事平井卓志君退席、委員長着席〕

昨年二月二十四日に同本部が設置されました際の構成は、検事二十八名を含む合計八十八名でございまして、ピーク時には百五十名の検事、検察事務官が捜査に従事しておったのでございますが、本年一月二十一日、御承知のように兎玉の追起訴、小佐野の起訴をもちまして、一応それまでに犯罪の容疑の認められた者についての処理をすべて終りましたので、先ほどのような体制に縮小して、なお本部体制をとっておりますわけでございます。

○相沢武彦君 報道によりますと、SECに対すロッキード社社外重役七人をもつて構成されている特別調査委員会の報告書提出期限が、ロ社側から三月三十日に、ロ社重役会の最終報告書提出を五月十六日まで延期してもらいたいという正式要請がありましたけれども、そうなりますと内容吟味にこれが一カ月間余裕が認められるとして、結局間もなく公示を迎えている参議院選挙、これが終わる七月十日前後まで大幅にずれ込むんじゃないかと、このように思われますけれども、ロッキード社からSECに提出される資料関係の問題について確認をしておきたいんですが、ロッキード社からSECに提出されるすべての資料を

日本に提供するようにアメリカに要請をしているのかどうか。また、その予定される提出時期としてはどのような見通しを持っておられるのか。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいまのお尋ねに若干誤解があるといけませんから、事実関係を私どもの承知しておる範囲で申し上げておきますと、今回答されております調査報告書というのは、SECが連邦地裁に対して起こしました民事訴訟に基づいて昨年四月十三日のSECとロッキード社との同意審決がございまして、それによつてロッキード社において特別調査委員会をつくらせて調査をし、種々曲折はありましたが、本年五月十六日まで同委員会からロッキード社の役員会に報告書を提出し、役員会はSECに対して三十日以内にこれを提出すると、提出を受けたSECはこれを原則として公表すると、こういう段取りで進んでおりましたところ、ロッキード社の役員会におきましては、この期限の満了前でありまして五月二十六日にSEC及び連邦地裁に報告書を提出いたしましたので、それと同時に独自の立場でこれを公表いたしました。公表いたしましたものについては即日外務省を経由いたしました私どもも入手し、検察当局も入手をいたしておりますところでございます。

ただ、提出されましたものは、御承知と思いますが、国名、具体的な国の名前あるいは個人の名前等を隠しました、やや抽象的なものでございまして、これに対して今後どういう反応をSECが示すかということが一つ残された問題点であろうと思ひます。すなわち同意審決に基づくロッキード社の報告義務は一応終わったという、いま形になっております。

そこでSECにおきましては、もしこの報告内容に不満があるとしたしますと、再び連邦地裁に對してさらに詳細な資料の提供を求める命令を発することを申し立てるといふ順序になると思ひます。でございまして、アメリカ国内のことでありまして、SEC当局者の腹の中を推測することもできませんけれども、現在SECではそういう補充

の命令の申し立てをするかどうかという点を含めて検討しておられるのではないかと想像しておる状況でございます。

○相沢武彦君 SEC資料公表に関連して、アメリカにおける国際汚職の氏名公表問題について伺つておきたいのですが、フォード共和党政権時代は、ロッキード社の海外贈賄をめぐる、一九七五年十二月キンシンジャー書簡、一九七七年の一月ボーイング社の秘密代理人氏名公表問題について、国務と司法両省がワシントン連邦高裁に提出した意見書に至るまで、外国政府高官を含む氏名の公表は、米国の対外関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとして非公開の方針を貫いておるようでありました。ところが、カーター政権の発足以後、明確な方針が今日まで示されていないと思つておるのですが、報道によりますと、ことしの三月十六日、上院銀行委員会の公聴会でブルメンソール米財務長官が、政府としては腐敗した対外支払いを直ちに公表することが、贈賄などの腐敗防止に対するきわめて効果的な抑止策になると考えていると、こういうふうな述べておられるわけですか。

これは一体アメリカ政府の従来の方針でもある対外関係の悪影響を懸念して、取締のある外国人高官名を公開しない方針を変更する可能性を示唆したものでないかと、こう思ふのですが、共和党と比較してカーター政権の発足以後におけるロッキード事件処理に関する方針は一体どうなつておるのか、アメリカ局長にお尋ねしておきたい。

それから、ブルメンソール証言の真意とカーター政権の方針との関連、これについて御答弁いただきたい。

それから関連しまして、一九七六年八月三日上院へ提出した海外支払い公開法案の内容と審議経過、これについて簡単に結構ですから御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(山崎敏夫君) フォード政権下におきましても、ロッキード事件等いわゆる多国籍企業からの腐敗行為につきましては、厳しい追及はなされておつたわけでございますが、この方針はカーター

政権におきましても引き続き堅持されておりました。両政権の間でこの問題に関する態度、方針に特別の違いはないというふうな私には承知いたしております。いまブルメンソール財務長官の発言について御質問がございましたが、ブルメンソール財務長官は本年の三月十六日、アメリカの議会上院銀行委員会における証言において証言をいたしておりました。その中で、カーター政権は特定企業による腐敗行為、特に外国公務員に対する贈賄は道義的に許されなければならず、経済的見地から見て不要であり、その立法による強制を強力に推進する意向であるというふうな述べております。この証言からいいたしましてカーター政権の方針は非常に厳しいものであるということがわかる次第でございます。

それから、ただいま最後にお尋ねのありました七六年八月三日上院に提出されました海外支払い公開法案の問題でございまして、これはフォード大統領によつて議会上院に提出されたものでございまして、これは企業による外国政府に関連する支払いに関する報告書及びかかる報告の公表というものを基本的枠組みといたしておられます。この法案は上下両院にあわせて提出されたわけでございますが、そのアメリカの議会上院におきましては特別のアクションをとることなく、そのまま審議終了になつたと承知しております。

○相沢武彦君 時間が来ましたので……。

○橋本敦君 私は、質問の最初に金大中事件問題についてお伺いをしておきたいと思ひますが、まず警察庁に伺ひますが、金大中事件の捜査についてはいろいろと努力をされてはきたものの、この真相究明にまだまだ遠いという状況で、依然としてなぞに包まれた部分が多いわけですね。この追及はわが国の主権にもかかわる重大な問題であるし、金大中氏の自由にかかわる重大な問題ですから、徹底的な捜査を遂げなければならぬことは言うまでもありませんが、その一つのポイントとして、あのグラッドホテルに畑中金次郎名義で予約した人物が一体だれであるか、これは重要な問

題としてずっと今日まで捜査追及をされてきたと思うわけだ。

そこで、まず最初に伺いたいのは、この煙中金次郎という人物が何者であるか。こういう捜査線上の中でこの煙中金次郎という人間らしいと思われる人間が何人か浮かんでは何人か消えたかもしませんが、大体この点では何人の人物についてマーカーをして捜査をしてこられたのか、その点まず警察庁の方から明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。

煙中金次郎と称する人物は、金大中氏が連れ込まれたホテル・グランドパレスの二二〇号室を八月六日から九日まで予約していた男でありまして、犯人グループの一人であるというふうな私どもも考えておるわけでございます。これまで警察は、煙中がホテルで書きました宿泊名簿の筆跡を手がかりに、事件当日の前後かなりの幅を持ちまして日本に出入国しました韓国人の出入国カードとこの筆跡と照合いたしたわけでございます。該当数は数千名ございまして、そういうものについて逐次当たりましたけれども、該当人物を発見するに至っておりません。

○橋本敦君 いまのお話ですと、筆跡鑑定ということで莫大な数の対象者を調査をされたということ、それ自体大変なことですが、具体的に一人もしくは二人、三人という、そういう人物像に示ばられるまでの材料は全くありませんでしたか。

○説明員(城内康光君) 指紋のほかは、やはり煙中金次郎が投函する際とか、あるいはマッサイジを受けたとか、いろいろ関係者がございまして、そういう参考人の方からいろいろと煙中金次郎の人物像を聞きまして、いろいろ聞き込みとか、そういった際にそうして得た捜査資料を活用してまいっているわけでございます。

○橋本敦君 そういふものを活用されてもおかつ特定の人物というにしばらく得る状況にまだ至っていないという結論ですか。

○説明員(城内康光君) さようでございます。

○橋本敦君 この問題では、先ごろからビョン・シミンという人物がこの煙中金次郎ということではないかという問題も含めて金大中事件とかかわりが問題になってまいりました。このビョン・シミンという人物について金大中事件の捜査上、関心を持って検討されたということはありませんか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。

辺時敏と日本字で書きますけれども、この人物は、先ほどお答えいたしました筆跡照合をする際に対象とした数千名のうちの一人でございます。特に本人を容疑者としてしほって捜査したというのではなくて、数ある中の一人として調査の段階でいろいろと調べたということでございます。

○橋本敦君 入管の方に伺いますが、この辺時敏氏が四十八年八月に来日し出国をした記録は、出国記録上どうなっておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) お答えいたします。

ただいま御質問のビョン・シミン氏は昭和四十八年八月五日に羽田に入国いたしました。同年八月九日、羽田から出国いたしました。

○橋本敦君 もう一つ局長にお伺いいたしますが、この八月五日から九日までの在日について、わが国の出入国管理令上、在日資格はどのようになっておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) 四二二と申しまして公用の資格でございます。

○橋本敦君 出入国管理令四二二条によりまして、いま局長が御答弁になりましたように「日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者」と、こういうふうに明記されておりますから、このビョン・シミン氏が八月五日来日をしまして、金大中事件の起こった八月八日の翌日離日をする、その間公用旅券で公務で来日をしたというところが記録上明らかになっておるわけですか。

どういふ公務で来日をしたのか、どういふ目的によつて公用旅券が韓国政府から発行されたのか、警察庁、これはお調べになりましたか。

○説明員(城内康光君) 辺時敏氏の来日の目的は、資料収集のためであるというふうに承っております。

○橋本敦君 何の資料ですか。そして彼が来日した肩書きは何でありましたか。

○説明員(城内康光君) 収集しようとした資料の中身は存じ上げませんが、辺氏のことがこのたび新聞に報道されましたので、一応私も調査したところによりまして、おおむねすでに一部新聞で報道されたこととございまして、一九六一年の四月から漢陽大学の法政大学の教授をしていたと、そして六五年の五月から人口問題研究所長をしていたということでございます。それで、そういう恐らく学問研究上の資料を収集したのではないかと伺ふります。

○橋本敦君 したのではないかと伺ふ一つの推測ですが、この現代韓人名録によつても、いまあなたがおっしゃった程度のことは明らかですね。そして、この人口問題研究所というのは純粋の民間機関であるということは警察庁御存じですか。

○説明員(城内康光君) 報道によりまして、この人口問題研究所というものが民間機関であるという承知しております。

○橋本敦君 民間機関である人口問題研究所長と来日をするのに、わざわざ韓国政府が発行した公用旅券を持って来日をし、そしてまた、それを受けてわが国も在留資格を四二二条の二号で承認をされているという、ここに重大な問題がございまして、そういう学者の一般的研究資料ということでは来日するにとどまるならば、わざわざ政府が発行する公用旅券を持つてくる理由が一体どこにあるだらうか。とりわけ韓国政府は、旅券の発給については非常に厳しいリミテーションを持っていますね。これがわざわざ公用旅券で日本に来た、しかも金大中事件が起こったまさにそのときに公用旅券で来ているということとあわせて考えれば、資料収集とは一体何の資料、何の目的でやっ

てきたのか、何ゆえに韓国政府が公用旅券を出したのかについて重大な疑問がありますから、これは調べなければならぬと思ひますが、警察庁のお考えはどうなんでしょうか。

○説明員(城内康光君) 先ほどお答えいたしましたように、辺時敏氏の筆跡は、煙中の残した、遺留しました筆跡とは違つたわけでございまして、それからまた、人相、風体等も違つておるわけでございます。そうしたことから、警察といひましては、両者は別人であるという判断をしておるわけでございまして、ただいま先生御指摘の諸点につきましては、今後私どもの行いますいろいろな基礎調査の中でございましてまいりたいと思ひます。

○橋本敦君 今後の基礎調査で検討するという、調査の対象にのせるということは、それ自体いいわけですが、この辺時敏氏がKCIAと何らかの関係があつたか否かについて、これも重大な問題としてこれを調べねばならぬと思ひます。この公用旅券が出されたということもその一つのかかりとして考えるべきなんです。この辺時敏氏が、新聞報道によつても、KCIAの初代長官に就任した金鍾泌氏に起用されて分析専門家としてKCIAに籍を置いていたことがあるという報道がある。この報道の真偽について確かめられませんか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。

新聞の伝えますように、辺時敏氏が韓国中央情報部の部長であつたかどうかについては、私どもはわからないのであります。

○橋本敦君 わからないというのには、調べてもわからないのか、調べようがないのか、どちらかだと思ひますが、要するに、重大な事実が報道されておる。現に、この辺時敏氏が来日をして、そして彼の親戚のところへ行つたという事実までは警察庁つかんでおられますね。これはどうですか。

○説明員(城内康光君) 新聞には八月三日からの辺氏の行動などが出ておりますが、先ほど入管局の方からお答えしましたように、当人は八月五日

から入国して九日に出ているわけでございまして、その入る前の三日、四日とかいった行動はよくわからないわけでございます。それで、今回親戚のところへも行ったということで報ぜられましたので、いろいろと事情を——いわゆる聞き込みでございまして、捜査というんではなくて、いわゆる何か参考になることがあればということで、警視庁の係官がその親戚の住所地に赴いております。

○橋本敦君 私は、私どもの調査の中で、まさにこの辺時敏氏の親戚という方が辺時敏氏に会ったその直接の人に私も調査をして聞いておるんですが、この辺時敏氏が来日したのは公用旅券で来た、費用はK C I A情報部の委託による公用の費用で来たというのをはっきり言っている事実を私は聞いておるんですよ。そういう事実は承知しておりますか。

○説明員(城内康光君) 先ほど申し上げましたように、係官がいわゆる一般的な聞き込みということで住所地に参ったわけでございまして、家人が不在でございまして、会うことができなかったわけでございます。ただいま先生が御質問されましたような点については私どもは全く知りません。

○橋本敦君 せっかく行っただけ調査は全然できてないという事はわかりました。まさにK C I Aということとの関係があるから、民間の人口問題研究所の所長であるにかかわらず公用旅券が出、しかも公的な費用が出、それでその金大中事件とどのようなかかわりがあつたかはこれから調べて見にやわからぬにしても、この時期にK C I A筋の公用という事で来たという状況があるとすれば、これは徹底的に調べねばならぬと私は思いますね。こういう観点で、この点については、基礎調査の一環としてもK C I Aとの関係を含めて、特に公用旅券で来たということ、その目的、内容、理由、在日間の行動、こういう調査をするという事はお約束をされますか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。直ちに捜査の対象とするというようなことになり

ますと、ある程度の具体的な容疑というものがなければならぬわけでございまして。先ほど申し上げましたように、この辺時敏氏というのは、筆跡あるいは人相、風体などから、いわゆる一部報道で報ぜられるような人中ではないということについて、私もそういうふうな考えを持っています。ましては、やはり事件の解決のために必要なこととあれば、いろいろな風評のたぐいでもよく耳を澄ませて聞かなければならない、基礎資料を十分集めなければならぬ、そういう意味で今後の基礎調査の中でございまして、そういうふうにお答えしたわけでございまして。

○橋本敦君 私は、この公用旅券で来たという問題についてK C I A筋の疑いがあるという事を提起したんです。まさにこの問題については、何ゆえにこの時期に彼が公用旅券で何の目的で来たかという事は、もっと徹底して追跡をする中で、金大中事件の真相の一端に迫るか迫らないか、これはぜひやってみてほしいと思ふんですよ。この問題はこれでおきますが、この煙中金次郎という人物がいかなる人物であるかということさえわからないという日本国内の状況であるときに、アメリカ側の報道ではしきりに、この金大中事件はまさにK C I Aの犯行だということの情報が相次いで出てきておる。最近も、金炯旭氏がフレーザー委員会のモーギー氏その他に秘密の上でこの事実を供述をしたという報道も日本に流れてきていることは警察庁御存じですね。そこで私は、この事件の真相をきわめる上では——いまアメリカに金在中権がいるという問題が提起をされましたけれども、さらに金炯旭氏がいると、そして彼がいろいろとフレーザー委員会に報道しているという問題がある。そしてフレーザー委員会自身は私に、この金大中事件はK C I Aの犯行であることは断言してはばからないとまで、ペイチヤー氏もモーギー氏も言いましたよね。こうなりますと、この真相を本当にきわめようと思ふれば、

警察庁はずいぶん大変な苦勞をしてくれているわけだけれども、このアメリカ側の情報を、新聞報道ではなく、公的に正確に入手をして分析、検討をするという必要が現実に出てきておるんではないかと私は思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

○説明員(城内康光君) 国際間の問題でございまして、私がお答えするのは適当でないと思ひますので……

○橋本敦君 捜査上の必要として。

○説明員(城内康光君) 私は新聞を読みまして、その中身というものは、本年二月十二日付ワシントン発共同電で報ぜられた内容と同様、捜査に役立つ資料というよりは、事件の全貌的なものについて、いわゆる電文であつたわけでございまして。私ももといたしましては、捜査に役立つ資料であれば、これはぜひともほしいという基本的な考えを持っています。

○橋本敦君 捜査の現場の担当者として、それは当然ですね。そこで、このアメリカ側にある資料が捜査に役立つかどうかという問題も含めて、この検討が私には必要になってきておるという状況の中で法務大臣に伺いたいんですが、ロッキードについては日米司法取り決めが行われました。これはそれ自体一定の成果をそれによって上げられたということが、捜査上前進面に出てまいりましたでしょう。私はアメリカへ行つたときに、米司法省でキーニー刑事局長補佐官と会しまして、韓国問題、金大中問題も含めて捜査協力ということが日本側から提起されるという場合にどうかという質問をいたしましたら、日本政府の方からそういう問題が提起をされれば、ロッキードの究明のために日米司法取り決めをやつたという先例も経験もあるもので、早速アメリカ司法省としては協議に

応ずることにやぶさかでない、こう言明されております。こういう点からして、私は、いま捜査は警察庁がやっておられることであるけれども、同じ日本の政府機関として、福田総理も、総理の責任でこの問題の今後のあり方いかんによっては政治決着のつけ直しも必要だとまで予算委員会

で答弁された重大な事件ですから、警察庁とよく討議をした上で、アメリカ側に、金大中事件に関する、フレーザー委員会、米司法省内に保有している証言、証拠その他の資料について、新たにロッキードにならって日米司法取り決めを行い、金大中事件の徹底的な捜査に役立てるというようにしていくべきだと私は思いますが、そういうお考えが法務大臣におありかどうか、御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 御案内のように、ロッキードの問題につきましては、捜査当局においてもある程度の具体的な事実をつかんだ上で、その事実を明らかにする必要上、米司法当局に対して協力を求めたわけでございまして、ただいまわれわれの了解しておりますところでは、金大中事件についてのまだ具体的な事実というものが明らかになっておりません。したがって、何かさういう非常な事実関係ではつきりしたものがあつたというところになつた場合にわれわれとしてとるべき態度を真剣に考えていけばいいのではないかとというのが、私のいまの考えであります。

○橋本敦君 法務大臣、せっかくの御答弁ですが、まさに金東雲氏の指紋まで出されたということ、金東雲氏に対しては逮捕状の請求はそれ自体できる段階までいっているわけですね。そして横浜領事館の劉永福領事の車が犯行に使われたという方向まで捜査上具体的にできておる。人間も数人が金大中氏を拉致したということまで出てきておる。まさに日本に起こつた具体的な事件として具体的に捜査は進行しているわけです。これをやつぱり大所高所から全貌を、しかもその真相を、具体的な人物名を、これはやつぱり特定していく必要性がいま現に起こっている、そういう捜査状況に來ていると私は見ているのですよ。だから、いま法務大臣がおっしゃつたように、まだ具体性がないということで済まされるという問題は、私はこれは金大中事件真相究明ということ

重ねて問いますが、きょうは警備局長お越しになつておりませんから、外交問題に関する問題として答弁は非常に遠慮をされましたが、警察庁と積極的な討議をして、警察庁自身が具体的捜査の必要からアメリカ側にある資料の必要性を捜査上要求される、要請されるという事態であれば、前向きに法務大臣も検討される必要があるのではなないか、警察庁と積極的な、その点についての協議をお遂げいただきたいと私は思いますが、いかがですか。

○国務大臣(福田一君) 警察庁においてそういうような一つの事実をつかみ、そしてそういう必要があるということ、いわゆるわれわれの方に協議があった場合におきましては、これはもちろん考えていかなければなりません。私といたしましては、いまの段階においてはそういう事実もないのでありますから、先ほど申し上げたようなことをここで申し上げるより方法はないと私は考えております。

○橋本敦君 わかりました。

この捜査の今後の進みぐあいについて、警察庁が積極的になんという姿勢をとるならば検討の余地ありという御答弁のように私は伺っておりますので、警察庁についても今後御研究願いたいということをお願いしておきます。

警察庁、これで終わります。

次に、私は法務省にお尋ねをしたいんですが、昨今の児玉公判における冒頭陳述によりまして非常に重要な多くのことが出てまいりました。その中の一つは、ニクソン・田中会談をめぐるハワイの問題とロッキードのかかわり、児玉のかかわり、小佐野のかかわりであります。

で、まずこの問題から聞いてみたいと思うんですが、丸紅の檜山が八月二十三日に田中角榮を訪れる、八月二十八日のレセプションにおいて田中角榮当時総理に対して、イギリスのヒース首相の来日に当たって、ロールスロイスのエンジン車をロッキードトライスターは使っていることもあ

って、これを採用すれば一石二鳥だといったような話をした、しかも、その田中に対する面会なり話はコーチャンとの打ち合わせのもとで行われているという事実が明らかになりましたが、この八月二十三日、二十八日に檜山が田中にこういった話をしたということは、これは事柄の当然ですが、ハワイにおけるニクソン・田中会談でエアバス導入の話が出るということを、これをあらかじめにらんでの話であったということは、これは事実間違いないですね。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいまのお尋ねのハワイ会談前の状況の点でございますが、必ずしも事実とも言えないんじゃないかと思っています。

○橋本敦君 冒陳を読むと、コーチャンは、コーチャンも檜山もハワイ会談でトライスターの話が出るというように考えていたので、明確に記載しています。見てください。必ずしもじゃなくて、冒陳自身ではっきり書いている。本人たちはそう考えていたので書いてある。

○政府委員（伊藤榮樹君） 冒陳でそのように述べ
ておることは間違いございません。

○橋本敦君　だから、したがって、この二人が田中工作を八月にやったということは、この二人が田中ハワイ会談でエアバスの話がニクソンから田中から出るといふことを考えてのことであつたこととははつきりしている。で、しかも、コーチンはもうすでに明らかなように、八月二十日からず

つと長期最後の滞在をするわけですが、その前、七月三十一日に日本を離れるに当たって日本経済新聞とのインタビューでは、もうそのときからすでに田中・ニクソン両会談でこの問題が出ることを期待して、その成果に期待しているとなまで言明をしている。こういう点が明らかである。

そこで伊藤刑事局長にお伺いしますが、この間玉冒陳で重要な点として私が注目いたしますのは、コーチャンが九月に入って国際興業本社で現玉同席の上小佐野に会った際に、ハワイでニクソッソからロッキードを頼むという話が出ているはずだからそれを確認してもらいたい旨の話を、これ

を小佐野にやっている事実が明らかですね。この事実があるということは、すなわちコーチャンが七月三十一日アメリカに帰り、八月二十日ハワイ会議直前に日本に来る、その間か、もしくはそれより前かもわかりませんが、ニクソンに、田中元総理にトライスターの話をよろしくという話を彼等はやっていて、自分がその話をしていたから、ハワイ会議で出てるはずだからそのことを確かめてくれと、こう言ったという事実関係につながると思います。この点について、私の言っているような見方について、どうお考えですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 冒頭陳述で明らかにしました事実関係をつなぎ合わせるによりまして、ただいまのような推測も不可能ではないと思います。

○橋本敦君　そこで、その私が申し上げたような推測をするのは、これは客観的にだれしもができる推測だという意味で申し上げたし、そういう御答弁があったわけですが、こうなりますと、事実、まさにハワイにおける田中・ニクソン会談で、公式の場合非公式の場合皆さんの場が知りま

せんが、このトライスターをよろしくという話がニクソンから田中氏になされたという事実が間違いない事実ではないかという問題がますます濃厚になってくるわけであります。この点は、ニクソンがそういう話をする可能性があったかという点、可能性は十分あった。その前年にロッキードと、

が経済危機に陥ったときに、ニクソンは議会の猛反対を押し切って二億五千万ドルの緊急政府融資を異例なことに決めている。ニクソンの選挙の本拠地カリフォルニアは、文字どおりロッキードの本社のあるカリフォルニアであり、長いつながりがあるとアメリカではだれしもが知っている。そ

うなれば、ニクソンとしては、まさにロッキードの経済危機を救い、政府借款、これに対する返渡可能性を具体性ならしめるためにも、ロッキードのためにも、そして、当時貿易不均衡で三億二千万ドルの緊急輸入を日本が決めるという状況の公話の中で、このトライスターを頼むとニクソン

がハワイで言ったという事実はますます信憑性が高くなってくる。実際にハワイでニクソンが田中にロッキード・トライスターを頼むと言ったという事実は、私はもはや疑いがないと思っておりますが、この事実について捜査は突き詰められておりますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 冒頭陳述に検察官が記載します事項は、立証が可能であり、かつ、必要であることを記載しておるわけでございます。当面立証でき、かつ、立証が必要だと思っていることは、先ほど来御指摘の客観的事実でございます。ニクソン・田中会談の内容については必ずしも記載がなされておらないということから御推察をいただきたいと思います。

○橋本敦君 この問題については、ますますいまい私が言った問題が浮かび上がつてきているわけですが、いま局長が答弁されたように、この冒陳の論理の必然的帰結として、コーチャンがニクソンの頼んだ事実も推測されるし、実際に話が出た事実も、現に話が出たということを田中は小佐野に言ったと、若狭にも言ったと、こういうことですね。

そこで、逆に推理しますと、このトライスタールを全日空に売り込むについて、田中角榮はニクソンに頼まれたと言わなければ小佐野にも若狭にも働きかけができなかっただらうか、ニクソンに頼まれたと言わなければ働きかけができなかったと見られる状況がありますか。田中が頼まれないの、ことさらに頼まれたと言わなければならぬ状況があったでしょうか。私はないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(伊藤榮樹君)　まあ私どもの立場といたしましては、客観的な事実は申し上げられますけれども、それに基づく推理あるいは推論とい

ようなことは御勘弁いただきたいと思ひます。
○橋本敦君 慎重な御答弁ということでは、それ
でありましょう。だがしかし、常識的に言えば、
私が指摘したようになるわけです。
アメリカ局長お越しですから伺いますが、この

ハワイ・ニクソン会談について、外務省の公式答弁により、ホノルルの首脳会談で航空機購入問題が話し合われた事実はないと承知しているという答弁を国会に対してなされておる。この児玉に対する冒険という新たな事実を外務省が検討した場合に、この答弁のままでいいのか、調査の必要があるのか、どうお考えですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 昭和四十七年八月三十一日及び九月一日のハワイ会談におきましては、御承知のとおり、大体中国問題を初めといたしまして、アジア情勢の意見交換が中心でありまして、また、経済問題に関しては、一般的な形で討議が行われたわけでございます。航空機の問題は、御承知のとおり、鶴見外務審議官とインガソール大使との間で、当時問題になっておりました貿易収支の不均衡の是正の問題について事務レベルの話し合いが重ねられておいて、その結果がいわゆる鶴見・インガソール会談についての発表として発表されたこととされるわけでございます。したがって、その航空機の機種といった具体的な問題はハワイでは話し合わなかったと承知しているわけでございます。この点に關しましては、かねていろいろの御質問がございまして、本年の二月二十三日の予算委員会におきまして鳩山大臣が、当時会談に常時出席しておりました牛場大使に尋ねた結果について報告しております。それによりまして、「牛場大使が出席した田中元総理とニクソン元大統領のハワイにおける会談におきまして、米側より、日本が導入する飛行機はロッキード社のトライスターにしてもらうとありがたい」といったような話は一切出なかった」というふうに言っておられるわけでございます。

○橋本敦君 文字どおり公式的な答弁ではそういうことですが、そういう答弁で済まない状況が冒頭陳述等についてあらわれた、検査官のこの捜査の過程で出てきておるのではないかと指摘をいまの段階で私はしているんですよ。ニクソン・田中会談でトライスターの話が出たという話の真实性がますます濃厚になっている現在、もっとも

と調査を私はすべきだと思う。牛場さんに聞くだけではだめですよ。本当にこんな一言で言える話ですから、公式の会談で出た、そんなことに限らないで、散歩の席か、晩さん会の隣り合わせの席か、どこで出たかにしろ、出た可能性があるという問題が、これが真実性を持って出てきているわけですから、もっとも調査をすべきですよ。

外務省に伺いますが、このときの総理訪米日程並びに訪問団一行名簿はいただいておりますが、終始通訳をなさったのはどなたでしたか。

○政府委員(山崎敏夫君) 外務省員が主たる通訳をいたしました。この点は複数の者でござい

○橋本敦君 アメリカ側も日本語がよくわかる人がかなりいる可能性は十分ありますが、そういうアメリカ側で日本語がわかる人がニクソン・田中会談についてアメリカ側の通訳として出ておったはずであります。それは何人ぐらいあるんですか。

○政府委員(山崎敏夫君) アメリカ側におきましても日本語の通訳を提供しておったわけでございますが、この点の通訳に当たったのは一人であつたと記憶しております。

○橋本敦君 公的に牛場さんに聞くだけでなく、そういう通訳の方にも全部聞いた上で鳩山さんがあのような答弁されたのならともかく、いまだ牛場さんの話だけで納得できない状況になっております。この問題について、通訳をなさった方をも含めて徹底的にこの問題について外務省としての調査を改めてやることを私は要求しておきます。局長いかがですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 通訳の任務というものは、これはそういう会談の内容を正確に文字どおり通訳することでございます。その会談の内容を記憶したり、あるいは記録をとったり、そういうことは求められておりません。通訳はそういうわけでございますので、そういう任務から見ましても、会談の内容を責任を持って述べる立場には

ございせんので、こういう通訳からその当時の事情を聴取するということは、われわれとしては適当でないと考えておる次第でございます。

○橋本敦君 あれこれ言って、調査をやつたり本にやらないうという政府の姿勢がはつきりしていますよ。

時間がありませんから次に移りますが、冒険でもう一つ重大なのは、児玉がP3Cの売り込みに關してロ社に情報を提供したという事実があったという事です。そしてこれで重大なのは、この児玉の情報が実に正確だということですね。これは矢田部委員に対する答弁でも防衛局長がお話しになりましたが、PXLに關する防衛庁の報告書概要をずっと通覧をいたしました。通産省が国産化を強く主張して、第十七回専門家会議で意見を述べている。さらに通産省はそれだけでなく、その後においても国産化を強く主張する、こういう傾向が一方にあり、そしてまた防衛庁としても調査団を派遣をして、おっしゃったようにP3Cのコンピュータシステムの優秀さについて非常に大きく心証を持って帰られて、このソフトウェア部分について輸入ということがぜひ要求といたうことで出てくると、まあこういう経過の中で、午前中もおっしゃったように、丸山防衛局長がMDAOに分離輸入論の可能性を打診される。それに対してMDAOから五十一一年一月に分離輸入はだめだという回答が来る。これはまさに児玉の情報の正確さを裏づけている事実であります。こうなりますと、児玉が一体どこから情報を入手したのか。この作業は極秘ではないと局長はおっしゃったが、極秘ではないにしても、一般に、私もさき容易に知り得るような状況でやられたのではない。やはり児玉ならではの情報入手経路を持つていたからだといふことは当然であります。その情報入手経路が防衛庁に通じていたのではないかとこの疑惑が新たに出来たのが今度の冒険であると思う。その点について、その疑惑は一切ないかと否定し切れませんか。防衛局長いかがですか。

○政府委員(伊藤圭一君) ただいま先生からきわめて正確な情報を児玉が得て、それを伝えているというふうなお話でございますが、私も当時事務的に検討しておりました段階におきましては、児玉がレコメンドした内容そのものが必ずしも正確でないという印象を持っていたわけでございます。といひますのは、当時私もは分離輸入というものを促進するという意味で検討しておったわけではございませんで、いろいろな選択の一つとして考えておったわけでございまして、防衛庁が分離輸入に傾いたというのを言ったこと自体がむしろ必ずしも正確ではなかったんだというふうな考えを持っておるわけでございます。

○橋本敦君 局長、冒険をお読みになりましたか。そんなことは書いてないですよ。「分離輸入に動く動向に対して」と、こうあるだけです。そういう動向があるのでそれに対処するためとあるだけです。防衛庁が完全に傾いたのと冒険には書いてないですよ。そういう動向がある事実として分離輸入の照会もなさっているわけですから、ある意味で正確ですよ。こういう正確性についてそんな気楽なことをおっしゃるようでは、冒険についての検討は私は防衛庁足らぬと思ひますよ。

こういうことで、児玉が防衛庁サイドの情報入手にあれこれ工作をしたという状況は、これはいづれ立証段階その他で明らかになってくる可能性があるであろう。私はいまそのことを問ひません。防衛庁の姿勢として、このような児玉の工作、情報収集の手が防衛庁のどこかに伸びていたのではないかとこの疑惑があるとすれば、これは防衛庁として調査をする必要がある。この調査をやる意図があるかどうかと、私の質問はここのなんです。たとえば、簡単な話ですが、慶応で入試問題が問題になって、学内で査問委員会を大学教授が設けて自主的な調査をやつた。そしてまた、このような自主的な調査は、ロッキード事件についても、ロッキード社が社外重役を置いて、同意審決ではあるけれども、やつてますね。防衛庁

は、この児玉とのP3Cロッキードの関係の疑惑は一切晴らす努力をする、その上で納得のいく採用をやる、かねがね長官はおっしゃって来た。だとすれば、私はこの際、防衛庁内部にこの点についての調査委員会を設置をして、そして検察庁と連絡をとり、すぐ国会に報告せよ、明らかにせよとは申しません、防衛庁自身の姿勢として一切疑惑がないということを国民に報告できるような体制をとるべきではないか、これは私の考えですが、長官はいかがお考えですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 再三申し上げておりますように、このプロジェクトはきわめて大きなプロジェクトでございます、特にロッキード事件等の経過から見て、国民に疑惑を残してはならぬという方針は堅持してまいりたいと思っておりますが、しかし、今日まで私もいろいろロッキード事件、そして今度児玉の冒険などがあつたわけでございまして、そういう点につきましても、それに関係した諸君と意見も聴取をいたしてまいっておるのでございまして、防衛庁に関する限り、外部の児玉等と関連を持ったという事実は絶対ないという関係職員の意見を聞いて、私はそれに信頼をいたしておるのでございまして、改めてここに再度そうした児玉との関係と、あるいは冒頭陳述等でここに新しく防衛庁に調査の一つの何と申しますか、グループをつくってやるというようにすることは考えております。

○橋本敦君 調査を徹底的に機構的に完備をした制度でみずからやり抜いて、そして一切関係がないとおっしゃる答弁をなさるならば納得できません、いままでのそのような関係で一切ないというだけで御答弁なさっても、私も国民の立場で納得できない事情があるのです。この点は意見の相違にかかわりますが、私は、児玉が直接防衛庁のどれかにかかわりまして情報を入れたという単純なこととは思いません。防衛庁の情報がある政治家に、あるいは外局の、あるいは業界のいろいろなところへ入り、そこから児玉が手に入れた可能

性もある。実に児玉というのは、あのフィクサーの問題一つ見ても、広範に手を伸ばす黒幕そのものです。単純に防衛庁にストレートに道をつけたと、それはなかったというだけで済むものではない。防衛庁があくまでそういう姿勢ならば、私は伊藤刑事局長に再度お願いいたしますが、児玉がこのP3Cの情報入手についてどのような画策、どのような方向でこの情報を入れたということになっているのか、この点の調査は遂げられておりますか。遂げられておるとすれば、防衛庁はどのようにおっしゃっているんです。国民の立場でこれをいま明らかにしていただきたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 先ほど御指摘のような分離云々の動きがあるということをお聞きしております。まあ児玉が頭の中で考え出したことではないと思われまして、そういう意味において、冒頭陳述と関連する限りにおいて必要に応じ調査を尽くしていると思っております。

○橋本敦君 いま明らかにしてもらえないわけですか、調査を遂げられた範囲で。

○政府委員(伊藤榮樹君) それらの点につきましては逐次公判で明らかにすべきことであらうと思っておりますので、いまは御容赦いただきたいと思っております。

○橋本敦君 どちらをついてもロッキード究明が至難であるということがいやはやわかるわけですね。

時間がありませんで次の話題に変えて、私は日韓航空協定問題について急いでお尋ねいたします。防衛庁長官、ありがとうございました。法務大臣も結構でございますので、お引き取り願って結構です。

運輸省に聞きますが、昭和四十二年の八月に日韓航空協定が締結された、この協定による航空指定業者は、韓国側は趙重勲が社長であるKAL、日本側は日航である、この点は間違いないと思

いますが、まず、いかがですか。

○説明員(山地進君) 韓国側は大韓航空、日本側

は日本航空で間違いないと思いません。

○橋本敦君 この航空協定が締結されて以来今日まで、以遠権の問題については、四十二年五月、四十五年六月、同年七月、そして四十七年四月と航空協定附表の修正が行われてきておりますが、どういう経過でどういうように変わってきたか、時間がありませんので簡単に話していただきます。

○説明員(山地進君) 当初は、東京—ソウル、大阪—ソウル、福岡—釜山、東京—釜山、それから太平洋線はシアトル、東南アジア線がバンコクまでございまして、その後六九年十二月に、以遠地点をいまして日本側は済州島を得ております。そのときには、日本側としては五地点を獲得しております。

それから七〇年に至りまして、シアトル地点とそれを向こう側は放棄いたしましたして、ホノルル—ロサンゼルス地点というものを新設し、そのときに日本側は以遠地点として六地点を明記してござい

ます。

○橋本敦君 日本側が取得したという六地点の以遠地点は、現在全然実行便は一便も飛んでいない、これは間違いないですね。

○説明員(山地進君) 日本側としては一地点も実行しております。

○橋本敦君 この航空協定が最初に結ばれたときに、すでにこの問題が問題になって、たとえば四十二年七月十九日、参議院外務委員会でも実にこの問題が議論をされた。そのときに政府側はどう答弁しているかと言いますと、日本は以遠地点については実際は何にも具体的な路線はない。ところが、KALの側はシアトル線をとった、こういうような意味で、日本のほうは不特定の、今後あり得べき地点としての三点でございまして、御指摘のとおりアンバランス、われわれも正直に認めるつもりでございまして、と答弁をしていた、具体的な地点がないのですからね。そのときに、シアトル線は採算が合わない路線だから、このシアトル線をKALに渡しても、そして日本側が具

体的に以遠権を持たなくても経済的不利益性のアンバランスは生じないまで答弁をしていた。現在一体どうなっているか。現在この不採算のシアトル路線をKALは放棄をし、早々と放棄をし、そのかわりにドル箱路線と言われる東京—ホノルル—ロス、これを手に入れ、そして東南アジアへは東京—大阪—台北—香港—サイゴン—バンコク、これを手に入れている。こうして見ますと、四十二年五月、四十五年六月、七月、四十七年四月、いずれも交換公文の形で以遠権が拡張され、着々とKALの路線が南へ、そしてアメリカへと延びましたが、日本は一つもどこも行っていない。ますます不均衡と不平等性が拡大されてきている現状にあることは率直にお認めになりますか。

○説明員(山地進君) 四十二年、四十五年ころにおきます大韓航空の状態というのは、人キロという、人とそれから距離を掛け合わせた人キロというのが普通航空会社の大きさを表はかる尺度でございまして、四十五年ごろのKAL、大韓航空の大きさをいいますと、日本航空の十分の一にも満たない会社でございまして、協定締結のときには恐らく何十分の一の小さな会社でございましたので、そのときには日本航空といたしましては、以遠権等についてはアンバランスがあつても影響はないだろうという判断だったと思っております。かつ、台湾、それからシンガポール、タイ、フィリピン等に米國を与えていた関係上、大韓航空にもこれを供与せざるを得なかったという事情でござい

ますが、その後現在におきましては、大韓航空は日本航空の人キロにおきまして、やがて四分の一ぐらいの大きな会社になりまして、そのような状態における日航と大韓航空の状況を比較した場合にアンバランスが発生しているというふう

に考えざるを得ない、このように思います。

○橋本敦君 まさに現在不均衡が発生をしておる。しかし、航空協定それ自身では、第七条で機

会均等の原則をうたい、第八条で相手国航空企業

の利益の考慮ということも原則としてうたわ

れて

いる。まさにこの条約に、基本原則に反する状態にまでいってしまった。いまなってきたかつかは、まさにこの以遠権をほとんど付与していくという、そのことにほかならぬわけですね。現実にはKALの営業報告書を私に手に入れておりますが、この営業報告書を見ても、KALの路線を見ますと、まさに韓日線、これはアメリカへ延び、東南アジアへ延びていくわけですが、ここで何と一九七五年には四十五億四千四百萬ウォンの黒字を上げています。その他、KALが独自にソウルから南へ飛ばす東南アジア路線なんというのは赤字になっている。KALは国内線では十二億五千九百万ウォンの赤字です。韓国内部では、ところが、国際線では二十九億一千二百萬ウォンの黒字である。KALはまさに日本にたびたび改定を要求した以遠権を利用してこの国際線で大もうけにまわっているということになっている。

そこで、この問題がなぜこのように一方的にKALの利益で起ってきたのかという問題で二つの質問をしたい。

一つは、日本が六地点獲得しているという以遠権の問題です。この以遠権については、日本側は韓国のソウルあるいは韓国内の地点を起点として社会主義国へしか延ばせないということを秘密合意議事録で決められているのではないかと情報、疑いがあるんです。この点についてはいかがですか。アメリカとの不平等協定についても秘密合意議事録があったということが最近暴露をされて、改定交渉に乗り出さざるを得ないという状況ですが、この日韓の航空協定についても、日本の以遠権についてはそこまで縛っている秘密合意があるんじゃないですか。

○説明員(山地進君) 韓国政府との交渉の際に、韓国と外交関係のない国に日本航空が以遠権を使っている場合には相談をしてくれという約束がございます。

○橋本敦君 韓国と外交関係がない国に対して行く場合、そうして外交関係がある国に対しては日本の権利でどこへでも設定されるという意味でお

つしゃったんですか、いまのは。意味がちよっとわからない。

○説明員(山地進君) 正確に読んで御説明いたします。

「日本国の指定航空企業が大韓民国政府と外交関係を有しない国又は地域へ飛行を行なう場合には、両国政府間の事前の了解を必要とする。」したがって、韓国政府が関係のない国、そこへ日本航空が行く、こういうことでございます。

○橋本敦君 そうしますと、はっきりしてききました。日本航空が韓国へ飛ばす、そこから韓国のお客さんを乗せて今度飛ぶ場合に、韓国と外交関係のない、つまり社会主義諸国、全部ありません。こういうところへ飛ばすには韓国の了解が要る。事前協議が要る。韓国は御存じのように、すごい反共政策をとっている国ですから、自国の国民をピョニヤンへ絶対やりません。中国へやりません。ソビエトへやりません。つまり、そういう協約を結ばされたということは、日本が社会主義圏を含めて以遠権を形の上で持ったとしても、合意がとれていなければいけません。ソウルからだれ一人お客さんが乗ってくれないという問題がありますよ。そういうところで日航は以遠権の実行使が一つもつかないまま、KALの以遠権の便がどんどん伸びてきたと、こういうことです。

もう一つ私がこれで見たいのは、四十五年の六月、七月に、韓国はシアトル線を放棄をして、香港・サイゴン・バンコクへ伸ばし、東京・ホノルロスへ伸ばしていくんですが、この四十五年以後どうなっていくか。これは小佐野が、あの有名なハワイにおいてほとんどホテルを買収していく時期に照応していく。そして四十九年には、趙重勲自身がワイキキのリゾートホテルを買収するということになっていく。まさに日本に以遠権を強要し、ハワイへ進出をし、そうして小佐野が日航の重役であると同時に、KALの重役としてハワイで大もうけをするに、趙重勲と手を組んで不平等な航空協定の状況を拡大しながら大もうけをしていったという疑惑が出てくる。

そこで私は運輸省に尋ねますが、小佐野がKALの株式を、異例なことにただ一人の外国人として一〇〇%の株式を、韓国政府の了解を得て取得したのは何年か、御存じですか。

○説明員(山地進君) 現在のところ、私どもは承知しておりませんが、調査すればすぐわかります。

○橋本敦君 四十七年ですよ。まさに以遠権獲得後の二年後だ。そこで、小佐野がこのKALの株を取得したというところについては、私はこれは異例なことのような状況で小佐野がKALの株を取得したところについては、KALが四十五年以後ホノルル、ハワイへ向けて以遠権を拡張し取得していったということに対して、小佐野がこれに対して助言、工作あるいは協力をしたことのKALの側の謝礼であったという疑いをいま持っているんですよ。これは調べにやならぬですよ。そういう疑いを私は持っている。

それからさらにもう一つ重大なことは、この交換公文附表で以遠権が改定されたこの四十五年六月は、まず、さっき言ったように、台北・香港・サイゴン・バンコクと、南へ遊びに行くドル箱路線を取った。たったその一カ月後の今度は七月に、また附表の修正をやって、今度はアメリカへのドル箱路線、東京・ホノルロスを獲得するんですよ。KALは、この四十五年、四十六年当時の運輸大臣はだれですか。——そんなもの考えなくてもわかっているでしょう。橋本登美三郎さんですよ。運輸省、そんなもの知らぬですか。

〔総理大臣田中〕と呼ぶ者あり田中さんは通産大臣。

委員長、時間が来ましたが、私はまだまだ細かく聞きたいことがあるんです。こういうKALの、この日韓基本協定に違反してまで、不均等、不利益を事実上生み出したがホノルル、ハワイ、そこへ進出していく以遠権獲得の最大の山になったこの四十五年の改定に、運輸大臣が橋本登美三郎氏であり、そして小佐野氏が趙重勲と深い仲であ

り、日航の特別重役として日航のクレームは抑えられる、こういう日韓のうめきがあるということについて、まさに日韓の疑惑が、ソウルの地下鉄じゃありませんが、地下だけじゃなくて空にもまたがって動いていたという疑惑がありますよ。運輸省に、この点について徹底的な調査をすることをとりあえさきうは要求をして、私の質問を終わります。

○委員長(大谷藤之助君) この際、午前中の矢田部委員の質疑に対する警察庁からの答弁を求めます。鈴木刑事局長。

○政府委員(鈴木貞敏君) 矢田部先生からお尋ねございました栃木県の農協共済福祉事業団の件についてでございますが、東亜相互企業の倒産に關しまして各種の報道がなされておる。大変多額の三十余億円というものが焦げついたら、こういうふうな報道でございまして、これによりまして、栃木県警察としては、六月三日、その実情がどうであるかという点につきましては、栃木県農協共済福祉事業団の滝田社長等からそれぞれ事情をお伺いして、さらにまたその他の方も含めまして事情を聞いておると、こういうふうな報告でございまして、その点、ひとつよろしく御了承を願いたいと思っております。

○矢田部理君 一問だけちょっと関連して質問します。

この事業団は、全額が農協四団体の中の信連と共済連の出資で、人的構成、役員構成も実は重なり合っているわけです。加えて、組合員外貸付あるいは目的外貸付等々についてはいろいろんな規制がある、その上に農林省あるいは農林省と大蔵省の連名で、土地関連融資については抑制のための具体的通達が出されている。そういうものに実は違反して大量に貸し付けられたんです。本来、この事業団は保養所などをつくる、あるいは農協の建物管理とか建物をつくるための土地取得とかいうことが主たる目的として設立されたにもかかわらず、その後、貸金業というのをつけ加えて、ほとんど全部の金がその貸金業に回されている。信

連と共済連から回ったお金の総額は百億ちよつとでありましたが、そのうちこの東亜相互に元利を含めて三十億、東亜相互が白河につくった東亜農公園に十億、そして埼玉の土建業者にこれまた四十億、膨大な貸し付け、金融を突はつたわけですね。これは埼玉のやつも危ないと言われておる、まして東亜相互企業や農公園についてもどうにもならない。担保の裏打ちも、さつき言つたように本格的な抵当権じゃないわけです。いまだに農民の名義の土地を東亜相互企業が、いわば仮登記でしよう、恐らく、知事の許可はありません。第一種農地ですから、許可の出る見込みもありません。それを今度は農協がさら仮登記で取つて、あの事業団が取つていふと思われわけですが、いわば担保の実行のしようがない、農地の値段ではとてもじゃないが、あの辺はせいぜい反三十万か五十万です。ところが、評価額は、許可が出、開発許可があり、しかもそれが売買されることを前提として評価額を組んでいる。最近、農林省等が指導して評価替えをさせたところ、もちろんその半分ぐらいいつていふわけでありましたが、その農林省の評価すらも、実はそういう許可がおりて売買できることを前提とした評価であります。農地の評価としては、もう実に微々たるものでしかないわけです。こういうでたらめな貸し付けをやつた。

これは農民や農協の本来の利益を損なっているだけではなくて、あるいは単に人がよかつたから貸したという、あるいは資金がだぶつていふから貸したということでは説明がつかない。背後関係、貸すことに至つた事情、これはいろんな人が絡んでいふことを私たちが知らないわけではあります。その経過や背後関係はやっぱり徹底的に追及して、農民の利益が損なわれないような最善の措置をとるべきだ。もちろん、その第一次的な責任は農林省にあります。しかし同時に、この背任その他の問題点も、貸付審査の際の審査などがきわめてルーズにやられてきている経過もありますし、単なる事情聴取というのは捜査の一つの手

始めではありますけれども、十分にやつぱりその点を詰めていくような形で事情聴取なり調査なり、さらには捜査なりに進めていただきたいというのを特に要望しておきたいと思ひます。
○政府委員(鈴木貞蔵君) いま仰せの各種の点につきましては、栃木県警の方にも十分連絡をいたしましてまいりたいと思ひます。
○委員長(大谷蔵之助君) 以上をもちまして本日質疑は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時十分散会

【参照】
ロッキード問題に関する調査特別委員会付託請願中採択一覧表(二十一件)
第八六号 ロッキード事件の徹底解明に関する請願

第三〇九号、第三二〇号、第三二二号、第三二三号、第三二八号、第三三〇号、第三三七九号、第三三八〇号、第三八一号、第四〇八号、第四〇九号、第四一二号、第四二三号、第四三三三号、第四四六号、第四七二二号、第五六五五号、第六七五号、第一八五六号 ロッキード汚職の徹底究明に関する請願
第三八三三号 ロッキード事件の真相の糾明に関する請願

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願(第六一八二二号)
第六一八二二号 昭和五十二年五月二十日受理
ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願
請願者 宮城県泉市黒松一ノ二七ノ一二 遠田とせ外四名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願(第五六三二二号)(第五六三三三号)(第五六三三三三号)
第五六三二二号 昭和五十二年五月十六日受理
ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡合川町駅前 細田 サミ外千七百八十一名

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。
第五六三三三三号 昭和五十二年五月十六日受理
ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願
請願者 兵庫伊丹市千僧野末一 大橋和子外二千九百二十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五六三三三三号 昭和五十二年五月十六日受理
ロッキード疑獄事件の徹底糾明に関する請願
請願者 神戸市北区泉台一ノ一八ノ一二 三室道子外三千八十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

昭和五十二年六月十六日印刷

昭和五十二年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局